

平成16年12月10日

三田共用会議所

食料・農業・農村政策審議会生産分科会

畜産企画部会・畜産物価格等部会

合同部会議事録

農林水産省

目 次

1 . 開	会	1
2 . 出欠状況確認	2	
3 . 議事の進め方について	2	
4 . 資 料 説 明	3	
5 . 意見交換（午前の部）	2 0	
6 . 意見交換（午後の部）	3 6	
7 . 閉	会	6 2

開 会

清家畜産企画課長 おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会生産分科会畜産企画部会と畜産物価格等部会の合同部会を開催させていただきます。

まず、本日、配付しております資料の確認をさせていただきます。それぞれ資料の番号が右肩に付されておりますけれども、資料番号のない座席表が1枚ございます。

番号順に、資料1は本日の次第でございます。資料2は委員名簿でございます。それから、資料3-1以降、肉用牛子牛生産者補給金制度の関係、3-1から3-2 これは1枚紙です、3-3、3-4、3-5とございます。次に資料4-1、養豚問題懇談会の関係の資料でございますが、4-1と4-2。引き続きまして、同じく資料5-1と資料5-2。資料6は環境規範の関係資料でございます。資料7-1は酪肉近代化基本方針の関係資料でございますけれども、同じく7-1と7-2とございます。資料8は飼料自給率目標の関係資料でございます。資料9は酪肉の基本的指標の資料でございます。資料10は、集送乳の合理化、乳業の合理化関係の資料でございます。資料11は、1枚紙ですけれども、肉用牛、牛肉の流通の合理化の関係資料。

あと参考資料ということで、環境規範関係の資料が参考資料1、参考資料2が主要品目の課題・施策関係、そして、最後に参考資料3ということで、現行の自給率目標の考え方の資料。

以上でございます。

不備がございましたら、言っていただければと思いますが、よろしゅうございますか。

以上でございます。

本日、畜産企画部会と畜産物価格等部会の合同部会を開催させていただくわけでございます。

畜産企画部会につきましては、畜産施策の中長期的な指針となる新たな「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」を、今年度中を目途に定めるに当たりまして、留意すべき事項について農林水産大臣からの諮問を受けて、今年2月から、これまで8回にわたり御議論いただいていたところでございます。

一方、今年3月の畜産物価格等部会においては、「乳用種の牛肉の生産、流通、消費の実態や今後の見通しを検証した上で乳用種子牛の保証基準価格の算定方式の在り方等について検討し、適正な方式を導入する」との建議がなされたことを受けまして、別途「乳用種に係る肉用子牛生産者補給金制度の運用の在り方に関する研究会」を開催して御議論いただいた結果が、このほどまとまりました。

そこで、この機会に畜産企画部会と畜産物価格等部会の合同部会を開催させていただきまして、乳用種在り方研究会の御報告を申し上げるとともに、酪肉近代化基本方針の見直しに係る諸課題について広く皆様の御意見を賜る場とさせていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日、委員各位の御議論の便宜のために、足元に、これまでの畜産企画部会の主要な資料をファイルにして準備してございます。審議に際して適宜、御参照いただければ

と存じます。

それでは、生源寺部会長、お願いいたします。

出欠状況確認

生源寺部会長 おはようございます。

本日は、ただいま御紹介ございましたけれども、畜産企画部会と畜産物価格等部会の合同部会でございます。委員各位におかれましては、御多忙のところを御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入ります前に、畜産物価格等部会の委員について一部御交代がございましたので、新たに御就任された委員につきまして御紹介いただきますとともに、本日の出欠状況についても事務局から御報告をお願いいたします。

清家畜産企画課長 初めに、昨年度、畜産物価格等部会の委員をお務めいただきました手塚委員、山田委員、山角委員が委員を辞任されまして、新たに平野委員、高橋委員、横山委員に御就任いただくことになりましたので、本日お見えの新委員を御紹介申し上げます。

高橋専門委員でございます。

横山専門委員でございます。

続いて、本日の出欠状況でございます。遠藤委員、神田委員、土井委員、永野委員、平井委員、伊藤委員、高橋康博委員、番場委員、福田委員、平野委員、吉野委員、及び吉濱委員におかれましては、やむを得ない事情で御欠席されるということでございます。また、寺内委員におかれては本日、遅れてお見えになる予定でございます。

吉濱委員につきましては、代理といたしまして、全国開拓農業協同組合連合会の愛甲参事に御出席をいただいております。代理として出席されている方につきましては、評決や御発言は御遠慮いただくことになっておりますけれども、委員の方に御意見がある場合には、直接または代理の方を通じまして書面で部会長にお出しいただき、必要な場合には部会長から御披露いただくという方法をとらせていただくことになっておりますので、あらかじめ御承知お祈りいたします。

なお、本日の出席者につきましては、お手元に委員各位、事務局の出席者名を記載した座席表を配付させていただいておりますので、適宜、御参照いただきたいと思います。

また、事務的なお話でございますけれども、御発言の際は、マイクの台の下の方に黒い縁どりのやや大き目のスイッチがございますので、これを押していただきまして御発言いただければと思います。終わったら、消していただければと思います。よろしくお祈りいたします。

以上でございます。

議事の進め方について

生源寺部会長 事務局から、本日、用意されております資料について御説明をいただいた後、幾つかのテーマごとに区切って委員の皆様から御意見あるいは御質問等を御自由に

受けたいと思います。

本日のスケジュールでございますが、議題が非常に多岐にわたっておりますので、12時15分ごろを目途に一旦昼食休憩の休みを挟みたいと思います。午後は13時、1時を目途に再開させていただきたいと思います。

また、終了時刻につきましては、会場は最大15時、3時まで取ってあるわけでございますが、委員の皆様は大変お忙しい方ばかりでございますので、できるだけ効率的な運営に努め、早目に終了できるようでありましたら、そのようにいたしたいと思いますので、ぜひ御協力のほど、お願いいたします。

資 料 説 明

生源寺部会長 初めに、「乳用種に係る肉用子牛生産者補給金制度の運用の在り方に関する研究会」の報告について、食肉鶏卵課長から御説明をお願いいたします。

佐藤食肉鶏卵課長 食肉鶏卵課長の佐藤でございます。

資料3-1、そして資料3-4を使いながら、肉用子牛生産者補給金制度についての議論ということで御説明申し上げたいと思います。恐縮でございますが、資料3-1と資料3-4の2ページ、3ページをお開けいただければと思います。資料3-4の2ページ、3ページを御覧いただきながら、御説明申し上げたいと思います。

まず資料3-1の1番にございますように、16年度の畜産物価格を決定する際の議論ということで、価格等部会におきまして、肉用子牛の生産者補給金制度について議論がなされたところでございます。(1)にございますように、乳用種、いわゆるホルスタインの雄でございますが、これについては(1)の 、 、 といったようなことが指摘されたところでございます。

具体的には、保証基準価格と生産コストのすき間ということで、先程申し上げました資料3-4の2ページにございますように、保証基準価格、当時、15年度は13万1000円だったわけでございますが、生産コストが11万3000円ということで、ここにすき間があるということ。それと、ヌレ子と子牛価格の逆転現象ということで、資料3-4の3ページにございますが、点線が子牛価格、黒線がヌレ子価格でございますが、これについて、いわゆる逆転現象を起こしたということ。それと、 にございますが、恒常的かつ多額の補給金交付の3つの問題点が議論となったわけでございます。

とりわけ多額の補給金交付ということで、平成12年度以降、113億円、217億円、171億円、15年度に至りましては242億円といった多額の補給金が交付されたということが問題になりました。

(2)にございますように、本年度の保証基準価格につきましては、従来 of 算定方式に従いまして算定した結果、2000円下がりがまして、12万9000円となったわけですが、価格等部会におきまして、「乳用種の牛肉の生産、流通、消費の実態や今後の見通しを検証した上で、乳用種子牛の保証基準価格の算定方式の在り方等について検討し、適正な方式を導入する」旨、審議会の建議をいただいたところでございます。

2番目といたしまして、このようなことを踏まえまして、今後の乳用種牛肉の位置付けと今後の販売戦略、そして保証基準価格の算定方式の見直しにつきまして、次のページに

ございますが、本日、御参集していただいております犬伏委員、増田委員、矢坂委員にもお入りいただきまして、宮崎昭座長の下に研究会を数回開催いたしまして、先般、取りまとめられたところでございます。

(2)にございますように、17年度、来年度の保証基準価格につきましては、この研究会の報告を踏まえまして算定方式を見直し、かつ食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて定めるということを考えているところでございます。

具体的に、どのような見直しが議論されたかということについて、恐縮でございますが、資料3-2の1枚紙を御覧いただきたいと思っております。資料3-2の1枚紙でございますが、この中で左側に乳用種の位置付けと補給金制度の問題の顕在化ということで、問題点を3つほど整理させていただいております。

乳雄牛肉は、牛肉生産の4分の1を担ってきましたが、消費者や流通業者に対する訴求力を向上させることが必要であります。また、補給金制度というのは、平成12年の口蹄疫あるいは13年のBSE発生の際にはセーフティネットとしての機能を有効に果たしてきました。しかしながら、3番目にございますように、乳用種に関しては、先程申し上げたような恒常的かつ相当額の補給金が交付されてるということと、いわゆる製品価格と原料価格とが逆転を起こすといったような現象が起こったという問題意識の下に議論が進められたわけでございます。

右側に書いてございますが、まず乳用種牛肉の将来展望がどうあるべきかといったことにつきましては、右側の囲みにございますように、流通業者の方々にもいろいろ御意見を聞いたわけでございますが、肉質あるいは安心感の点では米国産牛肉以上との評価を受けているが、生産コストの低減と、トレーサビリティ制度の活用等によりまして、より信頼性の高いブランドづくりなどによる高付加価値化との両面から、今後、積極的に取り組んでいく必要があるといったようなことが将来展望として示されております。

具体的なイメージとして、その下に注釈的なものが書いてございますが、値ごろ感の他、いわゆる交雑種と米国産牛肉の間で一定の肉質が求められるということで、ドリップの出にくい肉を生産していく必要がある。それと、さらなる差別化ということで、産地のブランド化なり、安全・安心を訴求した商品づくりが必要ではないかといったようなイメージの下に将来展望が示されたところでございます。

こうした取組をする一方で、下にございますが、保証基準価格算定方法の見直しということで、その際、3点ほど見直しの方向について指摘されたところでございます。

1つは、逆転現象あるいはすき間があるといっておるものの、制度の趣旨に従って、乳用種の育成経営にとって再生産可能な水準を見極めた上で、その水準が確保されるよう算定方式を見直していくべきであるということ。

それと、でございますが、育成経営の子牛の資質向上努力を阻害することなく、かつ、素畜であるヌレ子の取引において子牛の需給状況が的確に反映されるといったようなこと。

それと、にございますように、先程申し上げた多大な財政支出がなされている現状にかんがみ、納税者の理解が十分得られる形での運用が実現されることが必要だといったようなことが、この報告書の中でうたわれているところでございます。

今後、具体的にどのようなことを見直していくかということで、資料3-3に保証基準価格の算定方式についての問題点を整理させていただいております。1ページを御覧いた

だきたいと思います。

まず、子牛の補給金の算定方式は一体どうなっているかといったことから議論したわけです。この真ん中に算定方式が書かれております。左側に乳用種子牛の農家販売価格ということで、自由化前の7年間の平均で16万7000円をベースにしております。これに、基準期間の7年間の乳用種の生産費を分母にいたしまして、価格算定年度に見込まれる乳用種の子牛生産費を分子にいたしまして、いわゆる変化率を16万7000円に掛けて、毎年の保証基準価格を決めてきたわけでございます。

委員の中からは、自由化前の16万7000円という古い数字を取るべきではなく、1ページの右側でございますように、直近7年間の7万円をベースに考えていくべきではないかといった意見が出されました。

しかし、7万円ということになりますと、再生産といったものが現実の販売価格では実現しないといったことが言えるのではなからうか。それと、自由化前の16万7000円の価格であっても、分母、分子の変化率が適正に反映されれば、適正な基準価格が設定されるのではないかといった議論が出たのが1ページでございます。

具体的に、今後、分母と分子が非常に大事になるわけでございますが、分子がどのような問題点を抱えているかといったようなことで整理したのが2ページでございます。2ページの右側を御覧いただきたいのですが、価格算定年度に見込まれる生産コストということで、私どもといたしましては、直近7年間の生産費調査結果を基にして推計しているわけでございますが、この乳用子牛につきましても規模拡大が非常に進んでいるわけございまして、平成2年では200頭未満の方が77%ということで、8割近くが200頭未満の方でしたが、現在、15年に至りますと、200頭未満の方は半分以下になりまして、200頭以上の方が6割近くになっているわけでございます。

この下のグラフを見ていただきますと、生産費調査では調査対象農家に限界がございまして、当方の補給金を受けられておる乳用子牛の生産農家の規模を見てみますと、平成2年度は200頭未満が76%で、生産費調査のものと大体似ていたわけでございますが、平成15年に至りますと、200頭未満がもはや23%となっておりまして、200頭以上が8割近くになっているということになっておりまして、ここに規模拡大の進展が生産費の分子ではなかなか反映ができていないのではないかといったようなことが1つ問題点として出てきたところでございます。

2ページの最後でございますように、分子については、規模拡大に伴う労働費等の低減をよりの確に反映できるよう要素の推計方法を見直すべきではないかといったことが述べられたところでございます。

それと、3ページでございます。今は分子の問題を申し上げたのですが、分母の基準期間の問題点についてもいろいろ議論が出たところでございます。3ページの右側でございますが、現在、分母については、基準期間の生産費として14万9344円ということで置いているわけでございますが、この14万9344円というのは、実は平成元年から平成7年までの生産費の推移から推計しておりまして、素畜費につきましては14万9000円の中で6万3000円ということになっておるわけでございます。

実際、この素畜費につきましては、下にございますように、ヌレ子の農家販売価格といったものが、農業物価統計に示されておりまして、これを自由化前の7年間を見てみます

と、平均で8万円程度になっているといったようなことが指摘されまして、この8万円と6万3503円ということで、ここの数字でも違いが出ているのではなからうかということで、3ページの2番目にございますように、素畜費についても推計をしておりますが、基準期間における又レ子の農家販売価格との間に相当のかい離があることから、分母となる基準期間の素畜費の推計方法についても、データのあるものはそれを使うべきだという指摘がなされたところでございます。

いずれにしましても、現実とのギャップにつきましては、この算定方式の分母、分子にいろいろ問題があるのではなからうかといったようなことが指摘されたところでございまして、今回の指摘を踏まえまして、来年度、価格の決定におきまして、推計方法についての見直しを行い、御審議賜ればと考えているところでございます。

多少省略しましたが、以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

続きまして、養豚問題懇談会及び養鶏問題懇談会の検討状況につきまして、畜産振興課長から御説明をお願いいたします。

塩田畜産振興課長 畜産振興課長の塩田でございます。

お手元の資料4-1、4-2、5-1、5-2、以上で御説明いたします。

御存じのとおり、養鶏、養豚につきましては別途、委員の先生方にお集まりいただいて懇談会という形で整理しています。生産から消費にわたり幅広く検討が進んでいるところでございます。

まず、資料4-1、4-2、これが養豚問題懇談会でございます。養豚につきましては、右の方の先生方にお集まりいただきまして、既に3回ほど開催しております。過日、11月15日に報告書の骨子という形で御提示させていただいて、それをもとに検討が進んでおります。資料4-1の2ページ目、3ページ目で、養豚問題懇談会の要約ということで現在の骨子の形を見ていただければと思います。

左側でございますように、養豚につきまして、生産から消費の中で、我が国の養豚の位置付けというところから進めております。当然ながら、これからも養豚の振興を図るべきということで、また右側の御意見のように、国民生活の中に非常に定着しているという状況であるということ踏まえて頑張るということになっております。

また、以降、豚肉の需給動向。御存じのとおり、国産の場合は、家計消費が中心で外食とかその他消費、加工仕向け等は比較して少ないということでございますが、これから国産のものについても、そちらの方に頑張っていってはどうかという意見がございました。

続きまして、養豚のこれからの安定的担い手をしっかりと位置付けておくべきだと。右側のの中にありますように、そういう中において、国際化に対応し得る生産・流通体制の構築ということでございまして、アからイ、ウ、エと幾つかの柱がございまして。

1つには、国内の豚づくりということ、また、それにあった餌のやり方あるいは衛生管理についてもしっかりすべきだということなんです。

イのポイントは生産資材等ということで、飼料費あるいは労働費と衛生費、また建物費等、それぞれ低減の工夫をしていくべきではないかということなんです。

ウは加工・流通・販売についての合理化ということで、処理施設の再編統合、あるいは解体処理のためのいろいろ細かい指導等が必要ではないかと。

エにつきましては、多様なニーズに対応した生産ということです。これは、御存じのとおり、銘柄豚をさらに進めるといふもの。一方では、トレーサビリティのシステムを簡単にしながら、しっかり定着するという方向があるのではないかと考えてございます。

急ぎますが、3ページに続きまして、他の畜種と同様に 番、自然循環機能の維持増進。1つは未利用資源ということで、養豚生産者がいろんな未利用資源、従来から使っております食品残さ等でございますが、これらは今後とも使う側あるいは出す側と両方のマッチング、連携というのが非常に大事ではないかと考えて、利用しやすい、利用することがポイントだということです。

続きまして、当然ながら、排せつ物の適正利用ということにつきましても、今後もしっかりやっていく、また、これの作り方あるいは使い方等についても普及、啓発が必要だということです。

6番目は、疾病の発生予防と衛生管理ということで、いろんな形の中で疾病の問題は今日的課題でございますので、豚の生産性、特に子豚の数がとれない、繁殖的にも問題が起こったりいろいろあるので、今後、各種対策が必要であると。

7番目が養豚の消費拡大、また消費者の皆様方への的確な情報提供、食育の推進。その中の1つの話題としては、豚肉の栄養性に着目した普及、啓発が必要ではないか。食育としては体験学習あるいは保護者の皆様方も含めた交流が必要ではないかという御意見があります。

今後、以上の骨子を整理し、1ページに戻りますが、現部会と同時並行で3月の段階で報告書の取りまとめと、この様に動いております。

続きまして、資料5-1と5-2につきまして、これは養鶏問題懇談会ということです。養鶏につきましても、養豚同様に生産から消費にわたって幅広く委員の先生方に御審議いただいております。第3回ということで、11月18日に骨子という形で整理させていただきまして、それにつきまして検討し、進めております。

2ページ目、開いていただいて、養鶏問題懇談会報告書の骨子案ということで書いております。

1番に、我が国における養鶏の位置付けということで、これは 鶏卵・鶏肉の需給とあわせませんが、我が国の中での鶏卵・鶏肉のかたい需要を満たすということで、これからも養鶏産業は非常に大事である。幾つかの課題、鶏ふんの処理、あるいは地域の環境や美観との共存、また地域の理解を得ながらやっていくということが意見としてありました。

続きまして、 としては、養豚経営の動向、安定ということでは、現在やられている方の規模がしっかり大きくなっております。一方で家族養鶏等もございまして、それらをしっかり見つめながら、今後も進めていきたいということです。

は、これからの国際化に向けて、生産・流通の一層の強化ということで、ここにアからオまで5つの視点が出ております。改良の推進、衛生管理の徹底、言わずもがなでございますが、特に様々な疾病等の発生の中で、国産での改良、国産経営ということも意識をしっかりとしておくべきではないかと考えてございまして。

イとしては、これからのに向けて法人化、あるいは労働力という意味では省力化という形をポイントに、また共同による地域ぐるみの生産ということにも取り組んだらどうかということです。

ウにつきましては、加工・流通・販売ということで、コスト軽減ということにつきましては、処理場、加工場の再編統合です。

工の消費者ニーズに対応した生産・供給ということでは、現在のこだわり卵や地鶏といった形のものについても、1つのポジションがあるのではないかとということで話がございました。

オにつきましては、今後とも大規模あるいは中小、家族経営、そういう意味では両方相見合いながらの経営戦略が必要ではないかということです。

引き続き、3ページでございます。安心・安全の確保ということで、トレーサビリティ、表示の適正化というポイントがございました。これは当然ながら、推進していくということで、また1つのトピックスとしては、消費期限についての科学的な根拠という形についても研究していったらどうかという意見がございました。

のイとしては、今後とも消費者の視点に立った情報提供ということで、鶏もそうですが、急に増産あるいは減産できないということで、消費者の皆様方、量販店の皆様方にしっかり日頃から情報提供が必要ではないかと、こういうことの意味がございました。

いずれにしても、信頼関係が大事であるということで、また7番目では、疾病の予防あるいは衛生管理の向上ということで、農家段階の衛生管理の徹底はもちろんのこと、消費者あるいは業者の皆様方に正しい知識を迅速に伝えていく、あるいは危機管理の問題をしっかりしていくということでございます。

また、では、排せつ物、未利用資源の活用と、以上のような骨子が示されておりまして、3月の報告書という形で進んでいる。以上のような状況でございます。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

続きまして、前回の畜産企画部会におきまして御議論いただきました家畜生産活動規範の設定につきまして、事務局から補足の説明があるとのことでございますので、畜産環境対策室長から御説明をお願いいたします。

大野畜産環境対策室長 畜産環境対策室長の犬野でございます。

資料6、長い題名でございますが、「環境と調和のとれた家畜生産活動を確保するための規範の策定について」に基づきまして御説明させていただきたいと思っております。

前回、御説明させていただきましたときに、新たな取組ということで種々、多くの委員の方々から御意見を頂戴いたしましたので、改めて私どもの考え方を御説明させていただきたいというのが1つでございます。

もう1つ、幾つか御意見の中に、そこまで規制していいものかどうかといった御意見、あるいは生産者の方々に過度の負担をかけることのないようにといった御意見がございましたので、そういった御意見を踏まえまして、作物生産活動の方とバランスを取りながらでございますが、前回お示ししましたチェック項目を見直しさせていただきましたので、それについても併せて御説明させていただきたいと思っております。

1ページめくっていただきまして、環境規範の基本的な考え方についてということでございます。下の左の方に現行、右の方に17年度以降というふうに掲げさせていただいております。

環境配慮の取組というのを私ども、3つの種類があると考えております。1つは法令に

よる取組でございます。法で、これだけはやるようにというような、家畜排せつ物法ですとか、そういった法が求めるもの。2つ目として、環境配慮のための基本的な取組。日々行えることでございます。悪臭防止のための清掃の励行ですとか、省エネのための節電といった取組。それから、さらに進んだものとして、高度な取組ということで、悪臭防止のために、清掃の励行のみならず、脱臭設備を整備するでございますとか、広い意味での省エネになると思いますが、メタン発酵するとか、そういった高度な取組があると考えております。

現行の場合、こういった取組と、下の方に掲げさせていただいております補助事業、融資でございますとか税制の特例措置、こういった取組と畜産振興施策との間に直接の関連づけはないということでございますが、私どもが考えておりますのは、右の17年度以降ということでございます。の法が求める取組、の日常の活動の中で基本的な取組、こういったものを環境規範として策定したい。

ここで、最近の言葉ですので、練れてない言葉ではございますが、クロスコンプライアンスといえますか。コンプライアンスといえば、当然守るべきこと、法を守るでございますとか、法に限らずルールを守るとか、こういったことをコンプライアンスと言うんだらうと思っておりますが、そのクロスコンプライアンス、日本語に訳すといろいろ言葉がありまして、交差要件ですとか、共通遵守事項みたいな言葉があるようでございます。

例えば環境支払いについて、環境に直接配慮したものに交付される奨励金について、環境に配慮するというのは当たり前のことではございますが、こういうのをコンプライアンスというんだらうと思うんですけれども、クロスコンプライアンスといった場合には多分、肉用牛、例えば10頭から20頭に増頭すれば奨励金を交付するといったようなときに、従来であれば、10頭から20頭に増やせば奨励金が出るという考え方だと思っておりますけれども、増頭もさることながら、そのベースとして、環境への最低限の配慮をしましょうという要件を求めていく、そういうのがクロスコンプライアンスということではないかと思っておりますが、17年度以降は、先程申し上げましたの基本的なところを、さまざまな畜産振興施策の要件としていくことによって、その浸透を図っていききたいと。

ただし、一定の関連づけというところに書いておりますように、可能な施策から、一気にではなくて、順次様子を見ながら、だんだんに要件化していきたいと考えております。

それから、2ページ目でございますが、前回、示させていただきましたチェック項目でございます。前は、かなり規制色の濃い書きぶりにしておりましたので、そこまでやるのかという御意見を頂戴したかと思っております。それで、左の方に家畜生産活動規範のポイントを書かせていただいております。

(1)の先月1日から完全施行いたしました家畜排せつ物法については、守っていただくということでございます。

(2)の悪臭・害虫の発生防止のところは吹き出しが、上の方にポコポコと出ておりますが、前回、お示しさせていただいたときに、でございますけど、清掃の励行ですとか、早期搬出、清掃の励行ですとか、体言止めであったのが非常に規制的な雰囲気を出したのかなと考えておまして、こういったことの励行に努めるということが規範の求めるところでございます。

(3)にもございますが、家畜排せつ物の利活用の推進というところも、下の方にポコ

ポコと吹き出しが出ておりますけれども、 のところで、最後のところ、肥料として利用とか、こういった体言止めにしてございましたけれども、こういったことに努めていくことが重要ではないかということを経験のチェック項目にしたいと考えております。

(4)に環境関連法規への適切な対応というふうに掲げさせていただいております。前回は使用済プラスチックの適正処理でございますとか、関連環境法規の遵守といったようなチェック項目にさせていただいておりますけれども、これも作物生産の方とバランス取らせていただきまして、そういった刺々しい表現ではなくて、適切な対応という形にチェック項目を見直したということでございます。

3ページ目でございますが、これは以前にも御説明させていただいた資料でございますけれども、左の方に苦情の発生状況を棒グラフにさせていただいております。横ばいなしは減少という感じなんですけれども、なかなか苦情の発生は減ってきていない実情がある。右の方に掲げておりますが、家畜排せつ物によります環境リスクと環境問題とのかわりを掲げさせていただいております。

こういう事情が、基本計画の中間論点整理の中でも環境配慮というものが盛り込まれた背景だというふうに考えております。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

続きまして、資料7から11でございますが、これらは今後、3月に向けて策定していただくこととなります新たな酪肉近代化基本方針の考え方の基本となるもの、基本としたいものということでございます。

まず、資料7から資料9までを畜産総合推進室長から、資料10を牛乳乳製品課長から、さらに資料11を食肉鶏卵課長から続けて順次、説明をお願いいたしたいと思っております。

川合畜産総合推進室長 畜産総合推進室長の川合でございます。私の方からは、資料7から9に従いまして御説明申し上げます。

まず資料7-1でございます。新たな酪肉近代化基本方針の項目案ということでございます。酪肉近代化基本方針、根拠になっております法律、具体的には酪農、肉用牛生産の振興に関する法律という法律がございまして、その第2条第2項で、近代化基本方針で定める事項が5項目、定められております。

具体的には、最初の第1、酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本的な指針以下、第5まで5項目にわたって規定されております。それぞれ規定されておる事項につきまして、こちらにお示しをしてあるような目次項目案でどうかという内容でございます。

冒頭の注意書きにございますように、アンダーライン部分につきましては、現行の酪肉近代化基本方針、5年前に策定しました現行方針にはない新規事項、または現行の基本方針から位置付けの強化を図った事項というものでございます。

具体的に第1の中身を御覧いただきますと、1番目が我が国における酪農肉用牛生産の位置付け、2番目といたしまして、国際化の進展に対応し得る産業構造の確立ということで、(1)担い手として明確化すべき経営形態の考え方、(2)サービス事業体の普及・定着、(3)経営安定のための施策の在り方、(4)生産段階におけるコスト低減や省力化の推進による経営体質強化ということで、従来は酪農、肉用牛という仕分けで書いておったわけでございますが、その下に から まで書いてございますように、畜種別にきめ細か

く提示していったらどうかということでございます。

また、(5) 畜産物の製造・流通・販売コストの低減・合理化、(6) 消費者ニーズに対応した生産・供給体制の構築という小項目でいかがかということでございます。

また、3でございますが、畜産物にかかる安全・安心の確保ということで、(1)から(3)に書いてありますような内容を記載していったらどうかということでございます。

4番目、消費者の視点に立った的確な情報提供でございますが、畜産における食育、トレーサビリティについて記述していったらどうかと。

5番目が飼料基盤に立脚した畜産経営の育成ということで、特にここでは、(1)にございますように、自給飼料生産の推進についての基本的な考え方ということを示していったらどうかという内容でございます。

また、6番目、家畜排せつ物の適切な管理・利用ということで、特にここでは、ただいま資料6でも御説明ございました(3)にある環境規範の導入を新しく立てていったらどうかということでございます。

それから、1ページ、第2の四角の囲みでございますが、生乳及び牛肉の需要の長期見通しに即した生乳の地域別の需要の長期見通し、生乳の地域別の生産数量の目標、牛肉の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の地域別の飼養頭数の目標と、2つ目の法定事項でございます。2ページ、お聞きいただきまして、この点につきましては、2ページ目冒頭の1から5までに書いてある項目に従って記載していくとしてはどうかということでございます。

第3の法定事項といたしまして、近代的な酪農経営及び肉用牛経営の基本的指標ということで、その下に新たな視点とございますが、都府県酪農における法人形態の類型、あるいは肉用牛経営における法人形態の類型化、あるいは肉専用種における繁殖・肥育一貫経営の類型というものを新たに入れていったらどうかということでございます。

第4に、集乳、乳業の合理化並びに肉用牛、牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項でございます。1番目が集送乳及び乳業の合理化に関する基本的な事項ということで、ここでは特に(1)といたしまして、生乳の計画的かつ安定的な供給及び集送乳等の合理化ということで、この集送乳につきましては、新たに数値目標を設定するといったようなことも含めて、位置付けの強化を図っていったらどうかという中身でございます。

大きな2番目は、肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項ということで、(1)から(3)までの内容につきまして記述していったらどうかということでございます。

それから、最後の法定事項、第5でございます。その他酪農及び肉用牛生産の近代化に関する重要事項ということで、1番目に家畜改良の推進と新技術の開発・普及ということ、2番目といたしまして、人材の育成・確保ということで、新規就農の推進あるいは女性が活躍しやすい環境整備、高齢者の能力活用といったことについて記述していったらどうかと。

最後に3番として、流通飼料の安定的な供給ということで、飼料穀物の安定供給あるいは未利用資源の活用促進といったことを記載していったらどうかという中身でございます。

なお、3ページ目、4ページ目は、5年前に策定いたしました現行方針の基本方針を参考として付けさせていただいております。

資料7 - 1は以上でございます。

続きまして、資料7 - 2を御覧いただきたいと思います。資料7 - 2につきましては、ただいま御説明させていただいた酪肉近代化基本方針の項目案に従いまして、これまでの畜産企画部会等の御議論も踏まえまして、こういった方向で考えてはどうかという事務局の素案的なものをお示しさせていただいております。

まず第1の関係でございます。1番目に、我が国酪農、肉用牛生産の位置付けでございます。

なお、各記述、かなりボリュームがございますので、項目ごとにポイントということで要約部分を点々の枠組みの中に書かせていただいております。時間の関係もございまして、このポイントの御説明ということで、資料7 - 2につきましては、進めさせていただきたいと思います。

まず1の下のポイントの欄を御覧いただきたいと思います。「酪農及び肉用牛生産が有する機能・役割を踏まえ、飼料基盤に立脚した酪農及び肉用牛生産を振興」、「国際化の進展に対応し得る産業構造の確立、安全・安心の確保、飼料基盤に立脚した経営の育成、家畜排せつ物の適切な処理・利用等の諸課題に的確に対応することにより、我が国酪農、肉用牛の生産の発展を図る必要」ということを書いていってはどうかということでございます。

続きまして、1ページ目、下から3行目の国際化の進展に対応し得る産業構造の確立の欄でございます。なお、この括弧書きにございますように、以下の記述の2の(1)は担い手関係の記述、(3)は経営安定対策の記述でございますが、これらにつきましては、食料・農業・農村政策審議会、通称本審と呼んでおりますけれども、その本審の企画部会におきまして検討中の新たな食料・農業・農村基本計画、これは農政全般にわたる基本計画でございますけれども、これとの整合性を図りつつ検討ということにさせていただきたいという前提での記述というふうに御理解いただきたいと思います。

2ページを御覧いただきたいと思います。(1)として、担い手として明確化すべき経営形態の考え方ということで、ポイントでございますけれども、「国際化が進展する中で、より競争力の高い生産構造を確立するためには、担い手の育成・確保が必要」、「担い手は認定農業者を基本とするとともに、肉用牛の繁殖経営と肥育経営の分離や産地銘柄化の推進など、生産形態の特性や実情に精査を加え、認定農業者に準じた一定の要件を満たす営農形態についても担い手として位置付ける方向で、さらに検討」という記述にしております。

それから、2ページ目、後半の(2)サービス事業体の普及・定着の関係でございます。ポイントでございますが、「サービス事業体については、地域の畜産物生産を支える重要な役割」ということで、「その機能に応じた位置づけを行いつつ、更なる活用を推進」ということにしております。

なお、本文にございますが、具体的には、畜産の場合、ヘルパー、コントラクターのほか、TMRセンター、ほ育センター、公共牧場、あるいは家畜排せつ物の散布を受託する組織が考えられるということでございます。

3ページ目を御覧いただきたいと思います。(3)経営安定のための施策の在り方でございます。ポイントでございますが、「国際化の進展や食に対するニーズの多様化・高度

化に対応し得る一層の生産性の向上を図るとともに、生乳や肉用子牛の再生産の確保、肉用牛肥育経営の安定を図る観点から、今後ともそれぞれの畜種における経営安定対策の適切な運営を図ることが重要」ということとございます。

で経営安定対策を書いております。の加工原料乳制度につきましては、ア、イのところでは制度の目的を書き、ウのところとございますけれども、「本制度の対象者については、制度の目的及び食料・農業・農村政策審議会企画部会の中間論点整理の趣旨を踏まえ、検討」、エとしまして、「今後、WTO農業交渉における新たな国内助成に対する規律の動向も踏まえ、必要な対応を検討」ということとしております。

の肉用子牛生産者補給金制度。これもア、イが制度の目的でございます。ウのところとございますが、「本制度の対象者については、制度の目的及び中間論点整理の趣旨を踏まえ、検討」、エとしまして、「今後、WTO農業交渉における新たな国内助成に対する規律の動向も踏まえ、必要な対応を検討」ということとございます。

肉用牛肥育経営安定対策事業につきましても、イ、ウで、ほぼ同様な記述をしているところとございます。

4 ページ目を御覧いただきたいと思います。(4) としまして、生産段階におけるコスト低減や省力化の推進による経営体質強化という点とございます。ポイントとございますように、「各畜種の特性に応じ、サービス事業者の利用拡大や新しい飼養管理技術の導入、放牧の活用、畜産物の高付加価値化、規模拡大・法人化の推進、出荷の早期化、一貫経営の移行の助長等を推進」ということで、この下の本文に酪農経営、肉用牛繁殖経営、肉専用種繁殖経営、5 ページにまいりまして、として乳用種育成経営、乳用種・交雑種肥育経営と、畜種ごとに、それぞれの畜種の特性を踏まえた省力化あるいは低コスト化の方向性を記述させていただいております。

(5)(6) につきましては、後程第4のところと詳しく出てまいりますので、そちらの方で御説明をさせていただきたいと思っております。

6 ページを御覧いただきたいと思っております。大きな3番目、畜産物の安全・安心の確保の関係とございます。ポイントとございます。「家畜伝染病の発生予防及びまん延防止を図るための国、地方公共団体、関係機関の連携体制を整備するとともに、農場段階における衛生管理の徹底及びHACCP手法の普及を推進。また、飼料・飼料添加物及び動物用医薬品の安全性確保のための規制措置を的確に実施」、「流通段階における安全性確保のため、乳業工場におけるHACCP手法の導入を推進するとともに、食肉処理施設におけると畜場法に基づいた衛生管理基準の遵守等HACCP手法を取り入れた食肉処理を推進」という内容を記載しているところとございます。

7 ページ目を御覧いただきたいと思っております。7 ページ、大きな4番のところとございます。消費者の視点に立った的確な情報提供ということとございます。ポイントとございますが、「畜産関係の分野においても、食育の一環として、我が国畜産の歴史的意義、家畜の生態、畜産物の栄養特性、生産者・流通業者等の安全・安心の確保に向けての取組等に係る情報提供を推進するとともに、教育関係機関と連携した子供たちへの「食」等への理解増進、生産者と消費者の交流の促進」といった取組を推進してはどうかということ。

もう1つが、「牛肉のトレーサビリティの普及については、法の的確な運用を図ること

により、牛肉に係る個体識別のための情報提供を促進」、「牛肉以外の畜産物のトレーサビリティの普及については、各品目ごとの商品特性や消費者ニーズの動向等を踏まえた生産者や食品事業者の自主的な取組を基本として推進」ということを記載しておるところでございます。

8 ページを御覧いただきたいと思います。8 ページ下段、5 の飼料基盤に立脚した畜産経営の育成というところでございます。ポイントでございますが、「自給飼料を活用した安全・安心な国産畜産物の供給、食料自給率の向上、国土の有効活用、資源循環型畜産の確立、環境の保全といった視点から、飼料基盤に立脚した経営が、健康な家畜から生産される畜産物を供給することが重要」という認識のもとに、「関係機関が一体となって以下の取組を推進」ということで、「水田における稲発酵粗飼料を始めとする飼料作物の作付拡大」「稲わらの飼料利用の拡大」「耕作放棄地等の低・未利用地での放牧利用による土地の活用」「計画的な草地更新、優良多品種への転換等による生産性の向上」「コントラクター、公共牧場の活用や放牧の取組による労働負担の軽減」、9 ページにまいりまして、「公共牧場の広域利用の推進や再編整備等による機能強化」。

これとあわせまして、飼料生産につきましても、耕種農業と同様な環境規範が検討されておりますので、この飼料生産につきましても、耕種農業全体の環境規範について、先程の家畜生産と同様に各種支援策のうち可能なものから要件化を実施ということにいたしてはどうかということを書かせていただいております。

それから、10 ページでございます。真ん中、6 番、家畜排せつ物の関係でございます。ポイントでございますが、「耕畜連携によるたい肥の利用、メタン発酵等によるエネルギー利用等の技術開発と普及を推進。また、簡易対応から、たい肥舎等による管理に移行するための取組を推進」、「地域におけるたい肥の利活用計画の作成、耕種農家のニーズに合ったたい肥を供給するためのたい肥の成分分析の実施とたい肥生産・施用方法の普及・啓蒙、農作業受委託組織等との連携の下での水田等へのたい肥利用を推進」、3 つ目のポツは、先程来申し上げておる環境規範の関係でございます。

以上が第 1 の関係でございます。

11 ページの真ん中、第 2 がございます。書いてございますように、生乳並びに牛肉についての需要、生産の見通しというものを記載する欄でございます。その下の括弧書きにございますように、現在、食料・農業・農村政策審議会企画部会の方で、食料・農業・農村基本計画、先程来申し上げておりますように、検討されております。この中で食料自給率目標を設定するという事になっておりまして、こちらの方も本審企画部会で鋭意検討が進められておるところでございます。この検討状況につきまして、第 2 の内容と密接に関連いたしますので、資料 8 の方で改めて御説明をさせていただきたいと思っております。

また、第 3 の近代的な酪農経営及び肉用牛経営の基本的指標でございます。これも後程資料 9 のところで詳細を御説明させていただきたいと思っております。

12 ページでございます。第 4 の関係でございます。集乳及び乳業の合理化に関する基本的な事項でございます。ポイントといたしまして、「生産者団体による用途別計画生産の効果的な実施及び需給調整機能の強化を図る」、「集送乳の合理化による流通コストの低減、乳業工場の計画的な再編整備・合理化による牛乳・乳製品の製造販売コストの削減を推進」、それから、国際化の進展に対応ということで、「競合のおそれが少ない飲用牛乳や

液状乳製品の需要拡大を推進。また、生乳取引における乳脂肪や生乳中の体細胞数の基準については、取引関係者間において消費者ニーズの変化等を踏まえた検討を行い、必要に応じて取引基準や運用等の見直しを行うべき」ということとございます。

特に本文(1)の最後の行に、「新たに集送乳の合理化に関する流通コストの低減に関する数値目標を設定」とございます。この関係につきましては、資料10のところの詳細を御説明させていただきたいと思っております。

13 ページをお開きいただきたいと思います。下段の2番、肉用牛、牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項でございます。ポイントでございますが、「家畜市場及び食肉処理施設の再編整備を推進するとともに、産地食肉センターにおける部分肉仕向割合の拡大を推進」、「国産牛肉の需要拡大を図るため、適正表示の徹底、家畜伝染病に関する正しい情報や牛肉の栄養・健康等に関する知識の普及等を推進。特に、品質面・価格面において輸入牛肉と競合する乳用種牛肉については、業務・加工用など新たな市場獲得や新商品の開発等を推進」という内容になっております。

14 ページでございます。第5、その他重要事項の関係でございます。1番目が家畜改良の推進と新技術の開発・普及でございます。ポイントでございますけれども、「家畜の改良は、生産性及び品質向上の基礎となるものであり、その成果は食料自給率の向上にも資するもの」ということで、「組織的・計画的に推進する必要」、それから、「畜産新技術の開発・普及は、今後とも積極的に推進。この場合、クローン技術等のバイオテクノロジー技術の開発・普及は消費者への正確でわかりやすい情報提供を図り、その理解を得つつ推進」ということにさせていただいております。

15 ページ下段の人材の育成・確保でございます。「新規就農者への研修や円滑な経営継承、女性が活躍しやすい環境整備、高齢者が有する高度な技術等を活用したサービス事業体の充実強化や繁殖経営の育成を推進」ということ、併せまして、「経営の高度化に必要な情報のデータベースやネットワークの充実を図るとともに、これらを積極的に活用し、経営発展段階ごとのニーズに応じた効率的・効果的な支援・指導を推進」ということとございます。

最後、16 ページ下段の流通飼料の安定的な供給でございます。飼料穀物の安定供給を図るため、一定の備蓄あるいは価格変動の緩和措置を講じるとともに、低コストかつ高品質な配合飼料ということで、製造ラインあるいは施設の近代化ということを進める。それから、「食品産業の製造副産物や残さ等の飼料化についての技法や給与技術の普及」、あるいは関係する施設整備を推進するといったことを位置付けておるという中身でございます。

資料7-2につきましては、以上でございます。

なお、関連いたしまして、資料8をお配りしてございます。これは11月30日に本審査部会で議論されました食料自給率目標の関係の資料でございます。2枚おめくりいただきまして、1ページを御覧いただきたいと思います。

ここには現行食料・農業・農村基本計画の全体像ということで、この中では、食料自給率につきまして、まず消費面について食料消費に関する課題を明らかにし、平成22年における望ましい姿をお示しをする。また生産面におきましても、農業生産に関する課題、主要品目ごとの課題、これらを明らかにしつつ、消費面、生産面の課題が解決された場合に実現される目標として、矢印の下にございますが、食料自給率目標ということで、品目

別の食料自給率の目標、これは重量ベースで示されている。それから、その下の供給熱量、総合食料自給率ということで、これはカロリーベースでお示しをし、現行計画においては平成22年に45%という目標が掲げられているという状況でございます。

2ページ目でございます。食料自給率目標に関する今後の検討の進め方ということでございます。上の黒の部分にございますように、現行基本計画、右側を御覧いただきまして、現行基本計画の検証、新たな課題の検討・設定、それから新たな目標の設定といった手順で新しい目標の設定が検討されるということでございます。

3ページ目でございます。食料消費に関する課題。資料の真ん中に課題を四つほど掲げてございます。これらの課題を踏まえて、右端、対応方向でございますが、食育の推進、あるいは国産農産物・食品の消費拡大運動の展開、あるいは消費者への的確な情報提供を進めていく必要があるのではないかということでございます。

それから、4ページ目でございます。農業生産に関する課題ということで、真ん中の欄に生産コスト低減あるいは需要に即した国内生産の推進ということで、対応方向としては、担い手施策の推進・強化、あるいは農地制度の充実、新技術の開発・普及、あるいは食品産業と国内農業との連携強化といったことが必要ではないかということが議論されているという状況でございます。

なお、5ページ、6ページに主要な品目ごとの課題を掲げてございます。特に6ページ目、一番下に畜産物について具体的な課題と対応方向が記されております。畜産物については、新技術の活用による省力化、低コスト化による経営体質強化、あるいは外部支援組織の利用拡大、生乳についての液状乳製品の需要拡大、あるいは食肉についての業務用需要への対応、自給飼料に立脚した安全・安心な生産と自給飼料生産の拡大ということを課題として挙げられており、対応方向としては、その右側に経営体質強化、消費者ニーズに対応した生産供給体制の確立、自給飼料に立脚した安全・安心な生産体制の確立といったものが挙げられておるといことで議論が進められているという状況でございます。

資料8につきましては以上でございます。

それから、資料9、恐縮でございますが、御覧いただきたいと思えます。近代的な酪農経営、肉用牛経営の基本的指標の関係でございます。なお、この資料の5ページ、6ページに前回、5年前の基本方針で掲げた経営指標を添付してございますので、イメージとして御参照いただければと思えます。

まず、1ページ目の基本的考え方でございます。アンダーラインの部分だけ御覧いただきたいと思えます。効率的かつ安定的経営体、これらが酪農、肉用牛生産の大宗を担う生産構造の確立ということを目指しまして、次のアンダーラインでございますが、主たる従事者が他産業並みの年間労働時間で、他産業並みの所得を確保し得る経営のモデルを10年程度後を目標にして経営指標を設定するという考え方でございます。経営指標は個別の経営にとっては経営の将来像であり、国、地方公共団体にとっては望ましい酪農経営、肉用牛経営の姿ということで、多様かつ実現可能な類型を設定いたしたいということでございます。

また、次のアンダーラインでございますけれども、飼料基盤に立脚した経営の確立を図るため、経営類型に応じて地域の水田や草地等なり低・未利用地あるいは公共牧場の活用あるいは外部化の仕方といったものも織り込んで設定していったらどうかということでご

ざいます。

それから、2番の経営指標の設定でございます。経営指標につきましては、土地条件の制約と飼料生産体系に着目して区分した経営の類型ごとに設定するという事で、前回は酪農8類型、肉用牛9類型を策定しておるところでございます。

また、労働時間につきましては、ここにございますように、他産業並みということで、主たる従事者はおおむね2000時間、補助労働者につきましては1200時間以内を目安として策定していくことにしてはどうかということでございます。

それから、経営類型の種類でございます。酪農につきましては、規模拡大によって、2ページ目にいきまして、労働生産性の向上を図る経営あるいは集約的な管理により乳量の増加を図る、あるいは法人経営を設定する。肉用牛経営につきましては、安定的な規模拡大を図る専業経営について設定ということでございます。また、乳用種につきましては、交雑種についても一定割合で飼養する経営を設定いたしたいということで、具体的には(3)の項目をそれぞれの類型ごとに定めてまいりたいということでございます。

それから、具体的経営類型でございます。酪農経営につきましては、法人経営の位置付けということで、今回、新たに都府県における指標を示す、あるいは規模拡大ばかりではなく、現状程度の飼養管理規模でもお示ししてはどうか、それから放牧、耕畜連携など地域条件にあった経営展開というものも位置付けていってはどうかということでございます。また、3ページにまいりまして、外部化の方向ということもお示しをしてはどうかということで、 にございますような8類型、北海道4類型、都府県4類型といったもので策定していってはどうかということでございます。

それから、3ページ真ん中、(2)繁殖経営でございます。これも同様に法人経営について指標を設定する、あるいは繁殖の場合は耕種農家との複合経営も多うございますので、こうした経営も指標として示す。それから、放牧利用、耕畜連携といったもの、あるいは外部化の方向といったものもお示しをしていってはどうかという考え方のもとに、具体的には にございますように、北海道で2類型、4ページにまいりまして、都府県で3類型を位置付けていってはどうかということでございます。

最後に、肉用牛肥育でございます。これも法人経営の設定、それから、繁殖肥育一貫経営を今回、新たにお示しをしてはどうかということでございます。また、乳用種経営については交雑種織り込みと、これは従来どおりでございます。具体的には、 に書いてあります5類型について指標を示していってはどうかというふうに考えておるところでございます。

私の方からは以上でございます。

松島牛乳乳製品課長 牛乳乳製品課長の松島でございます。

引き続きまして、資料10に基づきまして、集送乳の合理化及び乳業の合理化目標の設定について御説明させていただきたいと思っております。

本日、お示ししましたのは、この合理化目標の基本的な考え方でございまして、具体的な目標数値につきましては、次回以降の本会合におきまして、現状の姿を示すとともに、合理化目標の数値の案をお示しするという形で御審議いただければと思っております。

まず、合理化目標の基本的な考え方でございます。1の(1)を御覧いただきたいと思っております。国際化の進展の中で、酪農・乳業の国際競争力の強化を図っていくために

は、生乳生産コストの低減だけではなくて、 にございますように、酪農家と乳業との間の集送乳のコスト、 にございますように乳製品の製造販売コストを計画的に引き下げていくことが大事だと考えております。また、 にございますように、飲用牛乳につきましても、需要の拡大という観点からコスト削減ということが大事であると考えています。

さらに、(2) にございますように、食の安全に対する消費者ニーズの高まりにこたえるために、H A C C P手法の導入を従来から推進しておりまして、これにつきましても目標の設定が必要だと考えています。具体的にどういう形で目標を設定するかにつきましては、2 以下、個別に御説明したいと思っております。

まず集送乳の合理化でございます。2 の 1) の (1) にございますように、27 年度の目標という形で、現状の経費に対して削減率を幅をもって設定したいと考えています。ここで言う集送乳等経費と申しますのは、一番下の注 1 にありますように指定団体における集送乳経費、販売手数料、クーラーステーション管理経費、検査手数料といったものの総称として考えています。

集送乳経費の現状がどうなっているかということにつきましては、次回以降、詳しく御説明しますが、簡単に結論だけ申しますと、2 ページの 3 にありますように、牛乳乳製品課で指定団体を通じて調査を実施したところ、平成 14 年度の集送乳経費を見ますと、生乳 1 キログラム当たり 6 円から 15 円となっており、かなり幅がある状況になっています。

地域によりまして、集送乳の合理化の状況とか、地理的な条件がさまざまでございますので、こういった幅が生じているというふうに考えておりますけれども、よくその実情を分析しまして、どういう形で目標を設定できるのかということについて今後、検討していきたいと考えています。

それから、同じページ、2) の乳業の合理化でございます。これにつきましては、現行の基本方針でも目標を設定しております。具体的には、(1) のアにございますように、牛乳乳製品工場数の目標を、幅を持つ形で設定していきたいと考えています。ここで言います乳製品工場といえますのは、アの括弧書きにございますように、地域特産的なプラントは対象とせず、日量 2 トン以上の工場を対象とするということで設定していきたいと考えています。

3 ページをお開けいただけますでしょうか。3 ページの上のイですが、そういった牛乳乳製品工場の再編を進めた上で、その成果として具体的に製造販売コストを削減していただくということで、これにつきましても、幅を持つ形で、この表にございますように、27 年度を目標にして目標数値を設定していきたいと考えています。

また、同じページの下段のウですが、安全性の確保という観点から、これまで飲用乳業工場におけます H A C C P の取得工場数をパーセンテージで現状をお示ししまして、その取得率を上げるという目標を設定しておりました。今回の新しい目標におきましても、そういった取得率の向上を引き続き目標にして設定していきたいと考えています。

さらに、4 ページをお開けいただけますでしょうか。上段の表にございますように、厚生労働省の方で新たに平成 16 年度から脱脂粉乳を製造する乳業工場についても H A C C P の基準が設定されています。これに対応いたしまして、今回の目標におきましては、従来の飲用牛乳工場に加えまして、脱脂粉乳を製造する工場につきましても目標を設定していきたいと考えています。

そういった目標を設定した上で、4ページの下、3にございますように、例えば集送乳の合理化であれば、集送乳路線の合理化ですとか、生乳生産情報の一元管理、また指定団体の機能強化といったものを通じまして、自主的な合理化努力を促す。また、行政としましても、それを推進するための施策について、さらに検討していきたいと考えています。

また、乳業の合理化につきましても同様に、乳業工場の再編合理化の自主的な努力を促進するとともに、行政において、それを普及する施策について検討してまいりたいと考えています。

簡単でございますが、以上でございます。

佐藤食肉鶏卵課長 最後の資料の説明になりますが、資料 11 番をお開けいただきたいと思えます。肉用牛及び牛肉の流通の合理化目標の設定でございます。

牛乳乳製品課長が説明したように、肉牛関係もこういった目標を設定したいと考えております。趣旨にございますように、農家段階における生産コストだけではなくして、肉用牛及び牛肉の処理、流通コストを削減するといったことが重要であるという観点に立って、その際、重要な拠点となります家畜市場、そして産地食肉処理施設の2つにつきまして、取扱い量等に関する目標を明示していきたいと考えております。

まず、家畜市場でございます。これにつきましては、比較的小規模な市場の統廃合が引き続き必要であると考えられますことから、取引頭数の目標として、前回と同様になりますが、年間取引頭数、そして開場1日当たりの取引頭数について設定したいと考えております。

また、産地の食肉処理施設につきましては、都道府県域を対象とする広域的な食肉処理施設の再編整備と、これを通じた大規模化を推進することが必要だと考えておりました、前回と同様でございますが、1日当たりの処理能力、そして稼働率について設定したいと考えております。

この設定方法でございますが、現時点での状況あるいは過去の実績からみまして、種々の進展状況を考慮した上で、実現可能な水準として設定していきたいと考えております。また、この目標の実現に向けては、関係者の一層の努力を促した上で、その主体的な取組を基本としながら、行政も含めた関係機関、団体等の一体的な体制を構築する必要があると考えているところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございました。

以上で資料の御説明が終わったわけですが、ここで5分少々休憩を挟み、その後、事務局からの説明を踏まえた意見交換の時間を取りたいと思えます。

この会議室の時計で11時25分に再開いたしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

事務局から御連絡があるようでございます。

清家畜産企画課長 御連絡でございます。喫煙場所でございますけれども、この屋内では禁煙となつてございまして、この会場を出たロビーのその向こうの外で場所が設けておりますので、御不便をおかけいたしますけれども、よろしく願いいたします。

〔 暫時休憩 〕

意見交換（午前の部）

生源寺部会長 再開いたしたいと思います。

本日、説明をいただきました事項は大変多岐にわたっておりますので、幾つかの項目に区分して御議論をいただきたいと思います。

最初に、資料3の乳用種在り方研究会の関係について御議論いただき、2番目に、資料4及び資料5の養豚及び養鶏問題懇談会の関係と資料6の環境規範の関係までをまとめて御議論いただいではどうかと思います。3番目に、資料7の新たな酪肉近代化基本方針の考え方の関係、資料8の食料自給率目標の関係について御議論いただき、最後、4番目になりますか、資料9の経営指標の関係、資料10の集送乳及び乳業の合理化目標の関係、さらに資料11の肉用牛及び牛肉の流通の合理化目標の関係まで、こういう形でまとめて御議論いただければと思います。

まず、資料3の乳用種在り方研究会に関する事項につきまして、御意見、御質問等をいただきたいと思います。同時に、早目に御退席の御予定のある委員の方は、今、私が申し上げました順序にとらわれずに御発言いただいても結構でございますので、その点もお願いしたいと思います。

どなたからでも結構でございます。資料3の乳用種在り方研究会に関連する事項につきまして御発言いただければと思います。

山口委員、どうぞ。

山口委員 北海道が一番大きく関わっているというよりは、生産をしているということではありますが、私から一言話をしたいと思います。

乳用種の牛肉が、我が国の牛肉生産の大きな役割を果たしているということについては先程説明があったことでもありますけれども、ほ育・育成・肥育を通じて再生産を確保できる水準が絶対必要である。

そういうことで、生産農家におきまして規模拡大、合理化、効率化のコスト低減によって何とか経営を維持しているということでもありますから、生産者の自助努力が報われるような適切な水準をこれからも確保していくことが大切である。

よって、乳用種に関わる生産費指数でありますけれども、適切な調査のもとで根拠となる数値を明確にしていくことが必要でないかということでございます。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございました。

その他いかがでございますでしょうか。

竹林委員、どうぞ。

竹林委員 牛肉に関しましては、アメリカからの輸入がBSEの関係で止まっているわけですが、こういう事態になっても、家計消費の面では大きな混乱を招いていないというのは、家計消費の3割を占めている乳用種の生産が大きな役割を果たしているのではないかと考えております。

そうした観点から、今この制度が抱えている問題点、課題につきましては、その見直しの方向性というのは、見直すべきものは、こういう形で見直さなければならぬと思って

おりますけれども、この制度の本旨であります子牛の育成経営における再生産を確保するという、このベースはきちんと守りながら、これから3月に向けて御論議をいただければと思っています。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他いかがでございますでしょうか。

矢坂委員、どうぞ。

矢坂委員 今回の提案は、いわばセカンドベストであると思っております。基準期間を、以前の期間に固定することが望ましいということではなくて、直近の価格そのものが補助制度の影響を受けている等の理由で使えないからです。今後、今日の改正によって、そのものが直近でも需給実勢を反映した市場価格がある程度とれるようになれば、いずれ基準の期間の取り方を検討し直すことが必要だと思います。

そういう意味では、これで完全に見直しが終わったということではないということをお願いしたいと思います。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他いかがでございますでしょうか。

小林委員、どうぞ。

小林委員 補給金制度の見直しということの内容についてですけれども、資料3-2にあります考え方は、特に異存はないんですけれども、子牛基金それ自体は、言わずもがなですけれども、もともと牛肉の自由化のときに影響を受ける生産者に対して一定の補てん、補償ということで始まったということで、乳用種分野が最も自由化の影響を受けたわけですから、多くの補てん金が必要であるということは当然であると思っております。

その補てん金が非常に多いということから、見直しが始まったという印象が拭えないということが1点ございます。その算定見直しについて、細かいことは今後議論されるということですので、その中でさせていただきたいと思っておりますけれども、若干無理があるのではないかという気がしております。

例えば生産費のカバーということでは、乳用種については、確かにカバー率が100%以上になっているということはあるんですけれども、その観点から言えば、和牛の方はどうなのか。和牛の方は、逆にカバーしていないというのがずっと続いているわけですので、論理から言えば、そちらの見直しを同時にやるということが必要ではないのかということですか、子牛基金自体は非常にすばらしい制度だと思うのですが、ただ合理化目標価格というものとセットとして考えられているべきものであるという観点から言うと、今回、保証基準価格のみということで話が……。少なくともいただいた資料の中では、それだけの言及でしかなかったというのは奇異に思っております。

というのは、最終的には、輸入牛肉に対抗し得る合理化目標価格に、いわば軟着陸させていくという大きな流れがあったのではないかとこのように思うんです。その辺との絡みの中で、どういうふうにするのかという、いわば2つの制度といたしまして、2つの価格を総合的に見ながら判断していくということが必要だったのではないかと。

もう1つだけ細かいことを言って恐縮ですが、ヌレ子の価格で生時評価額をゼロにするという考え方があるんですが、これは違和感を感じております。酪農家の実感、生まれた

子牛は無価値だよという感覚が本当にいいのかということ、あるいは会計学的な立場で生時評価額をゼロにするというのが本当に正しいのか。それに基づいて生産コスト、又レ子の価格は高いのではないかという議論があるわけですが、それはちょっと無理があるんじゃないか。

又レ子の価格は子牛基金があるために高くなっているという言い方をされているんですが、逆に、子牛の生産費価格が安くなっているのは、又レ子が随分安くなっているからというふうに時系列では読み取れるんですね。

細かい話になりますけれども、そういった細かい点はまだまだ詰めていく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他、この問題につきましてございますでしょうか。

今委員、どうぞ。

今委員 酪農家にとりまして、又レ子の価格は経営の中でも非常に大事な位置を占めてきているんですね。いろいろと経費がかかる中で、又レ子の代金というのも経営の中では大変重要なお金になっているということで、私たち酪農家の間では、補給金制度が見直されて保証基準価格が低くなると、又レ子の値段も当然下がってくるのではないかという心配をしています。

例えばBSEのときには、資源か廃棄物かと、その辺で大変苦しい思いをしました。心理的にも苦しい思いをしました。また、そのようなことが起きては、酪農家にとりまして、又レ子というものの価値がなくなるということにならないようなことも考えてほしいなと思います。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他いかがでございましょうか。

増田委員、どうぞ。

増田委員 乳用種につきましては、以前にも、どなたかおっしゃられたと思うんですが、都会に住む消費者としましては、乳用種の肉というのは、いわゆる国産牛を売っているところには売っているけれども、売っていないところには全くないという不思議な肉でございます。

恐らく生活防衛応援型量販店は多く扱っていらっしゃる。多少なりとも店のありようを高級化しようとしていらっしゃる量販店には全くありません。ですから、簡単に消費者が手に入る肉ではないというのが実態だろうと考えております。

そして、乳用種というのは、アメリカからの肉は止まっておりますから、ここ数カ月が1年ぐらいの間で頑張って肉質を向上させてほしいというのが消費者の食べる立場からの願いなんですけれども、その飼養形態を見せていただきますと、効率化、合理化ということなんでしょう、重過密な環境の中で、餌への配慮もなかなか難しいというところに乳用種は置かれている。

これは和牛と全く違う飼養形態の中で作られる肉だということを考えますと、そういうことにも視線を向けながら、乳用種というのは、私どもにとって大変ありがたい国産の牛肉なんですから、そういう考え方も取り入れていかねばならないことだろうと考えており

ます。

それで、ネーミングというブランド化、信頼の高いブランド化づくりという言葉がござ
います。これは養豚のところにも出てきておりますけれども、銘柄牛のハンドブックを持
ってこなかったのではわからないですけれども、ブランド化というのはとてもあいまいな表
現だと考えます。

銘柄牛というのは、「大変高級だよ」ということを表現するための銘柄牛であって、例
えば十勝牛なんていうのは多分乳用種だろうと思いますが、私どもには比較的分かりやす
い。場合によっては、菜の花牛なんていう何だかよくわからないネーミングがあったりい
たします。

それは、和牛と国産牛という分け方が消費者に必ずしも徹底していない、理解が深めら
れていないという実態の中で、またここでブランド化ということになりますと、いたずら
に消費者を混乱させるだけだと思いますので、もしブランド化と銘柄牛という考え方を推
し進めるときには、それも含めて考えていただきたいと思っています。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他いかがでございましょうか。

もしなければ、このあたりで幾つか御指摘のあった点について、役所からコメントなり
御回答でございますでしょうか。

佐藤食肉鶏卵課長 幾つか御意見が出ております。今後、17年度の保証基準価格の決
定の際に、いろいろと御議論いただくことになるかと思っております。

ただ、今段階で申し上げますのは、1つは、今委員からお話がありましたが、私
どもといたしましては、乳用種につきましては非常に重要な肉資源と考えておるわけで
ございまして、育成経営が再生産可能といった水準につきましては、我々といたしまし
ても、それは法制度を変えるわけではございませんので、今後とも再生産可能な水準は確保する
といったことは当然、前提として考えていきたいと考えているところでございます。

それと、小林委員からもいろいろお話がございました。細かい点は省略いたしますが、
合理化目標価格につきましても研究会で議論になりました。これについては、結論的では
ございまして、長期的な視点に立って生産の合理化を進めていくという趣旨の目標価格で
ございまして、これについては現段階で見直す必要はないのではないかと議論にな
ったところでございます。

本日、いただいた御意見は御意見として賜りますが、また17年度の価格決定の際にい
ろいろ御議論をしていただければと考えてございます。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

このほか乳用種在り方研究会に関連する事項で御発言でございますでしょうか。

もしなければ、次に移りたいと思います。後程何かお気づきの点があれば御発言いた
だいても結構でございますので、よろしく願いいたします。

次に、資料4、資料5、養豚問題懇談会と養鶏問題懇談会の関係、それから、資料6の
環境規範に関連する事項につきまして御議論をいただきたいと思っております。御意見、御質問
等があれば遠慮なくお聞かせいただきたいと思っております。

矢野委員、どうぞ。

矢野委員 養豚問題懇談会報告案及び養鶏問題懇談会報告案のそれぞれの1ページの一番下の行ですけども、ここで農業総生産額8.9兆円のうち畜産は2.5兆円を占めという数字と、養鶏の方は2.3兆円を占める畜産のというふうになっておりまして、数字が異なっております。それに基づいて、それぞれの養豚及び養鶏のシェアを20%及び26%というふうに書いてございます。数字はきちっとして、後の数字もあわせの方がいいかと思いません。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他いかがでございましょうか。

矢坂委員、どうぞ。

矢坂委員 やや細かなことについて、少し質問をさせていただきたいと思えます。

養豚問題懇談会の資料で、トレーサビリティ・システムを簡素化するという記述がございます。簡素化というのは、この場合は何を指しているんだろうか。ロットの設定の仕方を問題にしているのでしょうか。もう少し明確にしていいただければと思います。

次に、鶏問題懇談会の資料でトレーサビリティ・システムを自主的な取組の中で推進していくことが適当であるとしています。先般、鶏卵のトレーサビリティのガイドラインが公表されておりますけれども、ガイドラインが策定されてから、事業者のコンセンサスに基づいてトレーサビリティ導入への関心をさらに高めていく必要があります。そういう取組がないと、ガイドラインだけができて、実際にはほとんど機能しないこととなります。今後、どのようにその自主的な取組を支援していくのでしょうか。

3番目は、環境規範に関わることです。既に議論されていることかもしれませんが、この規範をチェックする仕組みとして、事業者、生産者が自分でチェックをするだけでなく、公的な機関、第三者機関が検証、監視することになっているのか、教えていただきたいと思えます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他いかがでございましょうか。

山口委員、どうぞ。

山口委員 環境規範策定の考え方でありましてけれども、農業というのは、農地があって、その上に畜産の場合は家畜を飼って生産行為を行っている産業ということで、他の産業と同一視した考え方ではちょっと無理があるのではないかと思います。最低限取り組むべき規範の策定を考えているようでございますけれども、生産者が現実に実施している内容を十分踏まえ、新たな負担にならないように、実行可能な規範というところからスタートしなければならない。

規範の実践が各種支援策のうち可能なものから要件化していくということが適当ということで示されておりますけれども、準備期間など一定の新たなスパンが設けられるということの中でいくべきではないか。ある日突然に、こうだよということではなく、そういう段取りが必要ではないのか。

もちろん、今の流れからいって、21世紀は環境に対する負荷をどうやって押さえていくかということですので、そのことについて否定するものではございません。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他いかがでございましょうか。

富樫委員、どうぞ。

富樫委員 環境規範のことについて意見と質問です。

1つの意見としては、窒素なり、リンなり、あるいはカリなり、そういう有機物がどんどん堆肥ということで土壤中にどんどん蓄積されてきていると思うんです。その蓄積ということについて、あるいは年当たりどのくらい蓄積をしているとか、どういうところにはたくさん蓄積しているとか、少ないとか、そういう情報が案外少ないんじゃないかという気がしています。

ですから、そういう情報、要するに、土壌的なマップ、そういうものの蓄積がどのくらいあるのか。それは全国一律的にやる必要もないと思いますので、ある程度サンプリングするなりして、ひどいところ、あるいは中間的なところ、その程度が少ないところとか、そういうような土壌的な蓄積量あるいは蓄積の速度、年当たりどの蓄積しているかというところの情報が必要ではないかという気がします。

それから、質問ですけれども、そういう土壌的なマップのような情報に基づいて、それが畜産と環境というもので、いろんな形で両立するように環境負荷型畜産ということについて、かなり私たちも努力をしているし、あるいは耕畜連携ということで、他の耕種農家とも努力をしているわけですけれども、それでも土壌的なマップで限界に近づいてきているという状況もなきにしもあらずという状況もあると思うんです。

そういうときに、今度は質問ですけれども、そういうときになってくると、全体的な総量を規制する、極端なことを言えば、N自体を規制するとか、そういう必要があるのか、そこも考えているのかどうか、それについては質問です。

意見と質問、以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

このあたりで役所の方から……。関連でございましょうか。さらに続行はいたしますが、よろしいですか。関連であれば、今、御発言いただきたいと思っておりますけれども、中村委員、どうぞ。

中村委員 環境規範の関係で確認を一点。

資料6ですけれども、1ページの図を見ますと、17年度以降、環境規範で取り組むのはとあって、その右に というのがあって点線で囲んである。17年度以降で、点線で囲んである、 があるというふうに見ますと、印象として、将来は も枠の中に入るといふふうには取れないこともないということなので、 は、そうではないでしょうねという確認をさせていただきたいと思っております。

生源寺部会長 ありがとうございます。

ここで一旦委員の皆様からの御発言につきましては切りまして、役所から、幾つか御質問あるいは御注意いただいた点もあるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

塩田畜産振興課長 畜産振興課からお答えします。

矢野委員のお話、統計の取り方でございまして、14年あるいは15年の確定値、概算値の違いということでございますが、最終的には整理していきたいと思っております。

また、トレサにつきまして、豚肉のことで矢野先生からいただきました。トレサにつきましては、トレサの簡素化というよりも、むしろトレサをやるに当たって、生産サイドの

努力、また、実際には情報システムの簡素化というんですか、入力その他処理等々もございますので、そのあたりのということで、矢坂先生の御意見を踏まえまして、もう少し整理していきたいと思っております。

以上でございます。

大野畜産環境対策室長 畜産環境配慮規範の件でございます。幾つか御意見を頂戴いたしました。

一番初めに、矢坂委員から御質問になった件でございます。基本的には、環境配慮といった考え方を浸透させていくことが重要だと思っております。チェックリストみたいな形で先程御紹介させていただきましたが、まずは農業者の方々自らの自主点検という形で導入したらどうかと思っております。そういう自主点検という活動を行っていることを事業実施主体なりがチェックしていただくと、こういう進め方がいいのではないかなというふうに現時点では考えているところでございます。

山口委員から、こういった環境配慮規範の導入に当たっては段取りが必要という御指摘ございました。段取りということで私ども、畜産企画部会におきましても、先程の養豚問題懇談会、養鶏問題懇談会でも考え方を御披露させていただいておりますし、年明けからはパブリックコメントという手続で幅広く御意見を頂戴したいと思っております。

ただ、おっしゃるように、新たなコスト負担がかからないような中身であるとは思っているんですけれども、これが一時に導入されることによって混乱することのないように、どの事業から入れていくのがいいのかというのは、御意見をいろいろお伺いしながら慎重に判断していきたいと思っております。

それから、富樫委員から、土壌中の蓄積の話が御指摘ございました。環境省の方で、御存じのように、サンプリングみたいな形で、特に水に焦点を当てまして幾つか調査が行われているところです。そういった中で、畜産が排出源ではないかと疑われるような例もいろいろ指摘されているところです。

全体的な頭数での総量規制みたいなお話がございましたけれども、昨年12月に私どもの農林水産環境施策の基本方針を打ち出させていただいております。そういった中で、家畜排せつ物の生産量と利用サイドの方との需給バランスを配慮しながら、利活用計画を来年度以降から策定していこうではないかということを考えております。一時に頭数の総量規制のところまで来ているのかどうかというのは、そこまではどうなのかなという気がいたしております。

中村委員から、1ページの図で、法令による取組、基本的な取組、高度な取組等という中で、点線で囲んであるせいだと思いますけれども、実線で囲んでもよかったんですけれども、順々に高度な取組のところまで環境配慮規範でカバーするのではないかと御指摘だと思っております。

食料・農業・農村基本計画の中間論点整理の中で、農業生産環境政策のあり方につきましては、具体的な施策の手法として、この2つのタイプが挙げられております。1つは環境と調和の取れた農業生産活動の確保を図るため、最低限取り組むべき規範を策定して、支援策を実施する際の要件としていくといった基本的なところ、2つ目のところで、環境への負荷の大幅な低減を図るためのモデル的な取組に対する支援を導入すると、こういった考え方が示されております。

まさしく今の2つの中の1つ目でございます、最低限取り組むべきものということでございますので、現に、法令に基づきます取組でございますとか、日常の活動の中で行われる基本的な取組に環境配慮規範というものは限定することが適当ではないかと考えているところでございます。

以上です。

生源寺部会長 食肉鶏卵課長。

佐藤食肉鶏卵課長 補足させていただきます。今のトレーサビリティのお話であります。

鶏卵関係あるいは養豚関係で出てきておりますが、鶏卵については、今御指摘いただきましたように、具体的なシステムと申しますか、そういった試みが実現しております、こうしたものに対しまして、畜産部としての事業ではございませんが、消費・安全局でトレーサビリティ関係の予算について一括して助成措置を講じております。

具体的には、作目なり品目ごとにいろんなトレーサビリティの試みをやっていただくというソフト事業について助成しますとともに、具体的に導入するといった場合に、農家段階あるいは流通段階につきまして、それぞれ必要な器具等につきましては2分の1あるいは3分の1の補助をモデル的に助成しております。

そうしたモデル事業の活用によって、このトレーサビリティシステムを推進していくという基本的なスタンスで行っております。来年度予算に向けても、所要額を要求していると聞いております。

それと、塩田課長からお話ありましたけれども、生産情報管理システムの簡素化、低コスト化に向けた検討が必要だという点でございます。これについては、豚に限らないのですが、現場段階で、生産段階で記帳が非常に面倒くさいとか、相当なコストと申しますか、手続と申しますか、手間暇がかかるといったような御意見も出ております。

そうした点について、真に消費者の求める情報は一体何かといったようなことも踏まえて、こうした点について、現場での対応が可能となるようなシステムの構築も必要ではないかという議論が、いろいろな生産者のところから寄せられているというのも実態としてあることについて、付け加えたいと思っております。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他、養豚、養鶏、環境に関しまして……。

まず、近藤委員、その後、向井委員ということでお願いいたします。

近藤委員 養豚、養鶏、酪農議題すべてにかかわることだと思っておりますけれども、いずれの基本方針報告書等にも食育というのを取り上げております。

それぞればらばらにやるのではなく、ぜひ横ぐしで……。極端な話をすれば、生産局全体で、米の方にも食育と書いてありますし、多分、来年は食育の元年と言える年になるのではないかというふうに思っております。ぜひそれを横ぐしでとらえて、ばらばらになさるのではなくて、共同した1つの指針を、この観点から出していただきたいなと思っております。

教育ということではなくて、生産者に立脚した観点で、養豚、酪農、養鶏等々にかかわる形での食育に関する方針をきちんと横ぐしで見せていただきたいなと思っております。

もう1つ、消費者ニーズにのっとってというところが各方針、報告書で多様に使用されております。消費者というのは、御存じのとおり、一様ではございません。先程増田委員

がおっしゃいましたように、大衆品を食べたいところもあるわけで、例えば地鶏とか銘柄牛とかブランド品の卵だけではなくて、一人の消費者が晴れと曇れを使い分けているところがありますので、十分その辺を考慮してなさらないと、逆にブランド品だけがいいのであるという方向に走りますと、どこかで足がすくわれることがあります。その辺についても十分御配慮いただいた報告書でやっていただきたいと思います。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

向井委員、どうぞ。

向井委員 質問ですが、養鶏問題懇談会の骨子案に「H A C C P手法の導入」ということがあります。

養鶏の方で、農場段階で今現在、どの程度が達成されているのかということと、H A C C Pの導入については自主努力といいますか、そういう形なのか、あるいは施策的に何かエンカレッジするようなものがあるのかどうか、そこを教えていただきたいんですが。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他いかがでございましょうか。

足立委員、どうぞ。

足立委員 食育についてお願いしたいと思います。資料7 - 2の7ページ、分科会でもかなり議論があって、かなり丁寧な書き込みをしていただきました。それでも、2つお願いがあります。

1つは、今の説明にもあったように、これからの畜産業のあり方は環境を保全しつつ、環境の向上と生産の向上と生活の向上と、3つともうまく調和しつつやっっていこうという方向での、より高い生産活動をどう構築していくかということだと書いてあるわけです。それをずばり食育に出していかなければいけないんじゃないか。

今日の説明の範囲内ですと、生産者側が消費者側に対するリスクをできるだけ軽減するように説明をして説得していくというか、納得してもらう関係です。そうではなく、プラス面をもっと優先して伝えてほしい。だから、環境上のリスクを我慢してほしいというニュアンスでなく、各種のリスクを乗り越えて、環境の向上について生活者も生産者と一緒に作り上げていこうという。そういう意味では、今回のこの報告書の中に生産についての価値観の転換が盛り込まれていると思います。

言いたいことは、食育のねらいは細かな生産過程の説明だけではなくて、生産というものについての価値観の転換。生産するのは生産者側だけの仕事ではなくて、消費者との共同の中で、環境の向上と生産の向上と生活の向上の3つとも向上とそれらの調和を保つ生産なんだということについて、もっとはっきり書いてほしいなということが1つです。

2番目は、全体に消費者に対する食育という印象がすごく強いんですけども、生産者自身の食育に対する食育も必要です。だから、それはまさに食を育て合っていくという食の考え方や、そういう知識もスキルも価値観も育て合っていくという考え方の、その学習者自身が生産者も入るんだということをもっとはっきり出していいと思います。

そうすると、環境規範のチェック項目の中に、情報の収集にとどまらないで、生産者自身がそうした環境の向上や、そうした新しい生産の思想の転換、そういう価値観を自分自身の中に構築してきているか、それを自分自身の中に構築し、仲間とそれを交流し、かつ、

それを消費者の人たちにも十分にわかり合っているような、そういう食育の活動に主体的に参加しているかというチェック項目も入れてほしいなと思いました。

チェック項目は、一般的には高圧的に見えるんですけども、ここにはちょっと工夫が必要で、10項目なら10項目挙げてある中で、自分自身の行動変容の目標を書いてもらって、それに対して自分自身がどう変化してきたか、向上してきたかという、まさにセルフチェックそのものの得点を数えるようにしていけばよいと思います。強調点や自己の行動目標を自分たちで決めて、それに対するセルフチェックであれば必ずばり民主的で、一人一人を大事にしたやり方です。健康教育なんかもこの方法でやっていますので、よろしいんじゃないかなと思います。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

今委員、どうぞ。

今委員 つい最近、11月の末に飼養衛生管理基準という冊子が回ってきました。12月1日から、それが守られないと罰則が出るよという基準の冊子だったんですね。

その中に、今、足立先生がおっしゃっていましたような生産者自らがそういうことをきちんとしていますかという、例えば衣服は汚れたものをきていませんかとか、まず環境面なんですけど、掃除とかも、牛舎の掃除とか、きちんとされていますかというような、生活する中で本当に基本的なことがざあっと書かれた冊子だったんです。

それを読んで、けさも主人と搾乳しながら、「これから、お父さん、これが働いている証だよなんて言って、汚い作業服をきてうろろうしてちゃいけないんだよね」という、そんな話もしながら作業をしたんですけども、そういうことをチェックしましょうねというチェックシートまでちゃんと入っていました。

農協の場合ですと、きちんと提出しないと、牛肉が農協を通して売れなくなるよ、牛が売れなくなるよというようなところで、その冊子も一緒に配られて説明をしてくれたんですけども、そういうものに、うちなんか和牛を出しているものですから、農協に聞くチャンスはありましたけれども、ただ配布されただけですと、果たしてそれを広げて読んで、チェックシートがある農家まで確認するかどうかということが問題になるかなと思いました。

読んでみますと、生活していく中で、フッと消費者が牧場の中に入ってきたときに、まず一番先に見るのは、その姿だろうと、周りの散乱している状態もきちんと始末しなければいけませんよということがちゃんと載っておりました。

それに対して、これは聞いてみたいと思ったんですけども、何か罰則があるって書いてあったようなことがあるんですけども、それって、誰が見てチェックして守らせるのか。自分自身が第一なんですけれども、どこかでチェックする、例えばそれが守られなければ罰則があるということが書かれているということは、そういう機関があると思うんですけども、そういうこともちょっと教えていただきたいと思います。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他いかがでございましょうか。

千葉委員、どうぞ。

千葉委員 食育にかかわって1つ、御質問というか、意見を言わせていただきたいと思

います。

今回、食育をいろんなところでかなり重視なさっているかと思うんですけども、食育を重視していくということを考えた場合に、どこかに家庭等における食の教育力というようなことを書かれてあるかと思いますが、家庭は基本にしながらも、まさに地域における食の教育力といったことが非常に大事になっているのではないかと思うんですね。

地域の伝統食だとか、そういったものもどんどん失われてきているという状況がございますから、地域における食というものを再構築していくといったことを考えた場合には、地域の生産者と消費者が直接的に顔と顔の見える関係を作って、地域の食様式というか、そういうものを構築していく運動が大事なんじゃないかなというふうに思うんですね。

そういうように考えた場合に、今回の養鶏問題の懇談会報告書あるいは養豚の報告書もそうですけれども、そういったことと整合性が取れているのかどうか、あるいはそういう視点が果たして十分通っているんだろうかというのを私としては若干疑問に思っているところです。

養鶏にしる、養豚にしる、効率的な安定的な経営の生産者を中核的に担い手として位置付けていくという方向なわけですね。しかし、私が言いましたように、地域における食というものを構築していくということで考えた場合には、効率的、安定的な、中核的な生産者だけではなくて、小零細の生産者が地域の食の一端を担っているということがあっていいかと思えます。

養鶏の経営における担い手育成の資料5 - 2の6ページには、中小規模の生産者も地域ぐるみの生産の取組を推進する上では必要なのだというようにうたってはいるんですけども、効率的な、安定的な経営を中心にするということと、中小規模の生産者を地域ぐるみの生産の取組を推進するという上で位置付けていくということが、果たして本当にそこは矛盾なく成立し得るのだろうかというところが私としてはやや疑問に思っています。

効率的な、安定的な経営を位置付けるにしても、もうちょっと幅広く地域の多様な生産者を位置付けていくような方向性を出していただければよろしいのではないかと思えます。これは企画部会の中間論点整理とかかわってくるので、ここの直接的なあれになるのかどうかわかりませんが。

ですから、私が見ているところでは、高齢者など小規模な生産者が自分のところでつくった卵を学校給食に配給するというところも行われているわけですね。あるいは地鶏の生産などを小零細規模ながら地域的にやっているところもあるかと思えます。

そういったところをきちっと支援していくような報告書とか文言にしていいただければいいかなと思っています。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

小林委員、どうぞ。

小林委員 今の千葉委員の担い手の関連でお伺いしたいんですが、これは養豚以外にもかわってしまいますけれども、恐縮です。

養豚の方では、認定農業者の認定率が41%という数字が出ております。これについて、他の酪農、肉牛、特に肉牛の場合、繁殖経営等についての認定率と、それぞれの生産シエ

アあるいは、頭数シェアでも結構ですけども、そういうものを教えていただければと思います。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他いかがでございましょうか。

もしなければ、これまで御議論あるいは御指摘いただいたことにつきまして役所からお話を伺って、そこで午前中の議論は閉じたいと思いますけれども、それによろしくございましょうか。

それでは、そういう形で進めさせていただきたいと思います。

まず、塩田課長から。

塩田畜産振興課長 委員の皆様方のお話の中で、まず報告書の位置付けについてでございます。報告書というのは、今回、御提示させていただいている委員の皆様方がまとめて、これからやるべきことということで整理いただき、委員会報告という形での公表と整理しております。

その中で、今日の先生方の御指摘のように、ポイントの食育の問題は、生産サイドとして、あるいは生産サイドへのということで、畜産の現場と消費者のかかわりが非常に希薄になっている、薄い。これが地域との関係でも出てくるんだと思いますが、そういう意味では、生産サイドから、あるいは生産サイドにということで、体験学習あるいは交流、あるいは親子と一緒に生産現場に来てもらう、あるいは逆に歩いて、触れ合いの広場等々という形も含めて地域にとけ込んでいく、また、一部そういう形の中では、先程の差別化、ブランド化、銘柄化ともつながるんでしょうけども、こだわりのものを、あるいは地域で今後しっかりやっていくという意味で、つながりというんですか、食育と地域の問題ということについてやっていくべきだということで、検討会の委員の皆様方からの御意見として出されたものを報告書という形で今後、整理していくということでございます。

そういう意味では、今日の先生方の御議論についても十分踏まえさせていただいて、この報告書ができ上がっていくということだと思います。

もう1つは、今申し上げましたように、銘柄化とか、ブランド化という中には、1つに品質の差というものもあるかと思います。また、一つの地域あるいはエリア、あるいは生産者のグループの名前といったもの、あるいは一種こだわりのもの、いろいろあるかと思います。

だから、これからも銘柄化あるいはブランド化ということの中でも、そういう意味では、豚肉あるいは鶏肉等についても、また畜産物全般だと思いますけれども、そういう意味でのこだわりというのは、特に大規模でやる場合もありますが、中小のグループ化でやっていくという場合もございますので、その場合、後段の場合は特に地域とのつながりが出てくると、こんなふうに思っております。

いずれにしても、懇談会報告書という形で最終的にはまとまっていきますので、今日の皆様方の御意見も踏まえた形での報告書ということで骨子に付け加える形の中で取りまとめていくということで、この懇談会の委員の皆様方にもそうした御意見を逆にフィードバックしてやらせていただきたいと、こんなふうに思っております。

生源寺部会長 川合室長。

川合畜産総合推進室長 食育につきまして、近藤委員、足立委員、千葉委員から御指摘がございました。

食育につきましては、いただいた御意見も踏まえまして、これから最終的取りまとめに向けて、いろいろ検討してまいりたいと思っておりますのでございます。

それで、食育を取り巻くいろんな状況でございますけれども、現在、説明の中でも何回か御紹介させていただきましたように、本審企画部会の方で食料・農業・農村基本計画と、これも来年の3月に向けて検討が進められておるわけでございますけれども、この中でも食育につきまして大きく取り上げられております。

もちろん、畜産だけでなく農産物全体、食料品全体の問題として突っ込んだ議論がなされておるわけでございます。基本計画の中でも、これが大きく取り上げられてこようかという状況でございます。そういったものとの議論の状況も踏まえまして、畜産の取りまとめ方を検討させていただきたいと思っております。

また、立法府では食育基本法を定めてはどうかという動き等ございますので、そういった流れも踏まえていく必要があるのかなと思っております。

また、近藤委員がおっしゃった品目別ではなくて横ぐしということでございます。農水省の組織といたしまして、もちろん生産局の中で、それぞれ我々は畜産を所管し、米の所管部局、麦の所管部局とあるわけでございますが、全体の食品ということを横ぐしで取りまとめる部局として、消費・安全局というところで全体の食育の取りまとめをやっております。そういったところで全体の整合性も見ながら、もちろん我々も今日いただいた御意見を取りまとめの部局にもきちんとおつなぎをしつつ、品目ごとにばらばらな取組ではなくて、きちんと足並みのそろった取組になるように進めていきたいということで考えております。

また、足立委員から再三、環境、生産、生活のバランスということについて御意見をいただいております、今日も貴重な御意見をいただいたところでございます。

ちょっと補足でございます。今の議論とちょっと外れるわけでございます。資料7-2の7ページ、足立委員からも御紹介ございました。養豚、養鶏から外れるわけでございますけれども、先程時間の都合上、ポイントのみ御説明させていただいて、ちょっと舌足らずな面があったかと思えます。恐縮でございます資料7-2の下段の で、我々としても、現時点での整理ということで書かさせていただいたところでございます。ちょっと読ませていただきます。

「畜産関係の分野においても、生活者の嗜好面・健康面にわたる利益増進が図られ、かつ、我が国農畜産業の安定的発展と良好な環境の保全にも繋がる生産・生活・環境のバランスのとれた健全な国民ニーズを育てるとの観点から、食育の一環として、関係機関・関係者の適切な役割分担の下で、以下のような取組」ということで、ここがございますアのところ、歴史的発展過程・意義ですとか、イのところ、各段階における生産者・流通業者の取組、あるいはインターネットによる双方向の取組、それから、御意見の中にもございました地域食材を活用した学校給食の実施ですとか、子供、保護者も含めた体験学習あるいは、8ページにまいりまして、子供たちに対する「食」「生命」「心」に関する教育、それから、いろんな現場に対する理解増進、さらにふれあい牧場なんかを活用した、子供に限らず幅広い世代の消費者との交流を位置付けさせていただいた次第でございます。

また不十分な点がございましたら、今日の御意見も踏まえまして、我々もいろいろ勉強させていただいて、よりよいものに仕上げさせていただければというふうに考えております。

それから、千葉委員から、担い手議論。これは養豚、養鶏に限らず、酪農、肉用牛の方でも議論ございましたし、本審の方ではすべての農業生産全般にわたる議論として担い手問題、大きく取り上げられてございます。食育と担い手議論、相両立するのかというお話でございます。

まず、担い手の考え方につきまして、これも資料7-2のところで、これもまた飛んで恐縮なんですけど、触れさせていただきました。資料7-2の2ページでございます。これから国際化が進展する中で、将来にわたって我が国の生産が安定的に発展するというためには、担い手がきちんとした形で生産の相当部分を占めるという構造を作っていくことが、厳しい国際環境が予想される中で、我が国の生産を安定させるということで重要であろうということで、養豚、養鶏も含めて整理をさせていただいておるわけでございます。

こういった中で、資料7-2の2ページの でございますけれども、認定農業者を基本ということにしつつ、 のところで、「担い手の育成・確保に当たっては、認定農業者のほか」ということで、実際の生産実態ですとか、銘柄化の取組といったものも配慮して、一定の要件を準じた営農形態についても担い手ということで位置付けていってはどうかと考えておるところでございます。

先程千葉委員から高齢者というお話がございました。高齢者につきましては、そういった方が持っていらっしゃる高い能力を、これも資料7-2の16ページでございますけれども、真ん中の(3)で、高齢者の有する高い能力を活用するという形で、その高い能力の活用の中には、地域の食文化の振興みたいな話も入ってくるのかなという感じもいたしております。

そういったことで、担い手というのは、国際化が進む中で安定的な農業の発展という観点から、これは必要な議論ではないかと思えますし、また地域の食文化も非常に重要なことでございます。これは食育の問題として、子供からお年寄りに至るまで、どういう形で、どういう役割を担ってやっていくのがいいのかという、その食育の観点から考えていってはいいのではないかとこのように考えておるところでございます。

最後に小林委員からの御質問でございます。養豚の41%に相当する数字。恐縮でございますが、養豚単一経営の中に占める認定農業者の割合が41%ということで、単一経営に限らず、分母がすべての単一ではない複合も含めた畜産農家の中に占める割合というのは手元にあるわけでございますけれども、御紹介させていただきます。酪農が47%でございます。認定農業者割合が47%、肉専用種繁殖経営が12%、肉用種肥育経営が30%、採卵鶏が30%という数字が手元にございます。

ただ、これは分母が単一経営だけではないので、先程の養豚の数字41%を、単一経営だけではない同じベースの率で取ると、養豚は31%ということになります。

以上でございます。

生源寺部会長 今回の点は、生産のシェアを提示することは可能でしょうか。

川合畜産総合推進室長 統計で、認定農業者だけが生産する生産量というデータの取り方をしておりませんので、例えば主要農家の生乳生産量における主業農家のシェアがどれ

だけかというのは可能です。

主業農家といいますのは、60歳未満の専業従事者がいる農家で、農業所得が主という農業経営でございますけれども、主業農家による生産シェアみたいなデータは準備することは可能でございます。

小林委員 1つだけ。認定農業者を基本に据えて、その生産が大宗を占めるような形になるということ言えば、認定農業者がどのくらいの生産を占めているかというのは基本的な数字ではないのかなというふうに思うんです。今すぐということではないんですが…

…。

川合畜産総合推進室長 どういう数字が取れるかというところは、また研究させていただきますけれども、資料7-2の2ページ目に書いてございます認定農業者だけではなくて、資料7-2の2ページのにもございますように、認定農業者のほかということで、ここに書いてございます認定農業者に準じた一定の要件を満たす営農形態についても担い手として位置付けるということでございます。

全体として、認定農業者だけという方向で検討しているわけではないという点を一点だけ申し上げさせていただきます。統計上の制約もございますので、こういったデータが可能なかというのは、また検討させていただきたいと思えます。

生源寺部会長 かみ合っていないようなところもあるかと思えますけれども、非常に重要な御指摘だと思います。むしろ今後の課題として受けとめていただいているというふうに御理解をいただきたいと思えます。

大野室長。

大野畜産環境対策室長 規範関係について足立委員から、今委員から御意見を頂戴いたしました。

今委員の御意見のところにお答えしてから足立委員の御意見にお答えするのが適切かと思えますので、そういう順番でやらさせていただきます。

環境配慮規範については、これを守らないから罰則がくるとか、そういったたぐいのものじゃないです。ただ、環境配慮規範のチェック項目の中の家畜排せつ物法の遵守とか、そういうところは規範を守らないからというのではなくて、家畜排せつ物法として、これを守らない場合には別途罰則がくるということになります。

それで、環境配慮規範なんですけれども、事業の要件とすることによって初めて実効性が出てくる。ですから、物事をどちらから見るかによるんですけれども、環境配慮規範を浸透するためにインセンティブとして、この取組をやれば事業に乗れるという、国の支援措置に乗れるというインセンティブ、逆から見ると、これをやらないと支援措置から排除するんだらうという見方もできるかと思えますけれども、それぞれの支援措置に組み込んでいくことによって初めて実効性が出てくるという性質のものであります。

こういった形で国の支援措置の要件となりますので、足立委員の貴重な御意見なんですけれども、セルフチェックシートみたいな形で、盛りだくさん盛り込めるようなものにしていいのではないかというのは、私も非常に魅力的だなと思うんですけれども、正月になるといつも、今年は毎朝、出勤前に腹筋と腕立てをしていくぞとかいって自分で目標を立てて、全然守れないことあるんですけれども、これは自分がひそかに立てている目標なので、これが守れなくても構わないかなと思うんですけれども、国の支援措置の要件にする

という以上は、最低限のもの、レベル的にも項目的にも最低限これだけはやっていただきたいというものに絞ることが大事かなと思っています。

その上で、どういう取組の仕方をするかというのがあるんですけども、2ページ目にブランクのやつがあって、そこは自分でやるとか、そういう取組の仕方もあると思いますので、そこら辺、御意見をどういうふうに生かせるのか、また考えていきたいと思います。

以上でございます。

生源寺部会長 栗本課長、お願いします。

栗本衛生管理課長 衛生管理課長の栗本でございます。

今委員の御質問、飼養衛生管理基準というふうに伺いましたので、そこのお答えをさせていただきます。

平成14年に食の安全を確保するためには生産段階からの安全性の確保が大切だという観点から、生産資材等に関する法律が改正されたんです。そのときに、家畜伝染病予防法についても、同じように生産の段階で、基本的なことでも衛生管理を徹底することによって防げる病気はたくさんあるだろうという観点から、基本的なことを定めて、守っていただくということが必要だということで、家畜伝染病予防法の改正によって飼養衛生管理基準を決めるということが決っております。その作業がいろいろ遅れていまして、今年になってしまったということで、施行は12月1日、先程おっしゃったとおりです。

確かに、内容は作業着をきれいにしようとか、手をちゃんと洗うとか、消毒をきちっとする、あるいは車両消毒なんかについても、できるだけ努力していただくとか、基本的なことばかり10項目、定めてあるわけです。これも食料・農業・農村政策審議会の家畜衛生部会でかなり御審議をいただいた上で定められた、基本的なだけけれども、必要なことばかりを定めてあるというふうに考えております。

第1段階は普及定着をしていただくということで、担当がかなり詳しいQ&Aをつくったり、チェックシートなんかも作って、各県に既に配付させていただいております。これから家畜保健衛生所が中心になって、地域の開業の先生方も御協力いただきながら、これも少し事業を組んだりしておりますので、その関係で説明会等がこれから順次開かれていくと思っております。

まず守っていただきたいんですけども、段階を追って最終的には御指摘のように罰則があるんですけども、まず守っていただけない項目については、都道府県知事が勧告をしていただく。ここをこういうふうに守っていただきたいということを定めて勧告していただいて、それでも守っていただけないときは、今度は命令を出していただいて、その命令にも従っていただけない場合、初めて罰金30万円ということになります。当面、罰則を課すことを目的にして進めているわけではないので、まずは守っていただくことをお願いしていくという進め方を考えております。

もう1つは、向井委員から養鶏にHACCPがどの程度定着しているかといいますか、進んでいるかという御質問もあったんですけど、私どもの課で生産現場にもガイドラインを作っております。普及の状況は今、正確にわからないので、もし昼休みに調べてわかれば、また御説明させていただきたいと思います。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

ここで一旦昼食のための休憩を取りたいと思います。1時15分に再開いたしたいと思いますので、1時15分になりましたら、御参集いただきたいと思います。

〔昼食休憩〕

意見交換（午後の部）

生源寺部会長 予定の時間がまいりましたので、午後の部を再開いたしたいと思います。午前中と申しますか、昼食前には、資料4、5、6、養豚、養鶏、環境の問題について議論をしたわけでございますけれども、このジャンルにつきまして何か、さらに御発言なさりたい方、ございますでしょうか。もしなければ、次に移りたいと思います。

次に、資料7の新たな酪肉近代化基本方針の考え方、資料8の食料自給率目標の関係について御議論いただきたいと思います。御意見あるいは御質問のある方は遠慮なく御発言願いたいと思います。

石川委員、どうぞ。

石川委員 資料7の消費者の視点に立った的確な情報提供の中のトレーサビリティへの対応についてお尋ねしたいんです。

7-2の8ページ目、トレーサビリティへの対応で、で牛肉、で牛肉以外の畜産物となっていますね。牛肉以外の下の方に、「なお、トレーサビリティ導入に必要なコストについては」云々というのがありまして、「そのコストが市場原理の中で評価され、生産者、食品事業者、消費者等がそれぞれ応分のコストを負担することが望ましい」というのがあります。これは牛肉にはかからない言葉なんではないでしょうかというのが1つ。

牛肉にもかかるとしますと、11月9日の畜産企画部会でいただいた資料6の参考資料という中の一番後ろのページに、安全・安心のためのコストの発生例というのがございましたね。それは、頭部とか脊髄等の焼却コストが1頭当たり約20キログラム焼却したとして800円から1万2000円であると、全国食肉センター協議会の調査だということですが、これはパック肉100グラム当たり直すと、約0.3円から4.3円。もう1つは、食肉業者での脊柱の処理コスト、1頭当たり約17キログラム焼却したとして、1100円から8400円、これを丸括弧して、全国農業共同組合中央会推計で、こちらもパック肉100グラム当たり直すと、約0.4円から3円という資料もいただいているんですね。

これは一度計算してみなければ一体どのくらいかかるかわからないからというので試算したんだろうと思いますけれども、パック肉100グラム当たりで出されてしまうと、あたかも消費者が買うときに金額がかかってしまうのではないかなというふうに読み取られる場合がとっても多いんじゃないかなという心配をしております。

それに関連して消費者ニーズという言い方なんですけれども、本日の中にも何回か出てきますけれども、本当の消費者ニーズならいいんですが、消費者の過剰な要求とか、行き過ぎた反応に対して、消費者ニーズだから応えてやっているんだ、だからコストは自分たちで払えというニュアンスが含まれているような気がしてならないんです。

その辺を説明していただけたらと思います。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他いかがでございましょうか。

阿部委員、どうぞ。

阿部委員 飼料の自給率と、アウトソーシングというか、外注化について、9ページと2ページに関して、大きくすると1つですが、小さく言うと2つほど、意見というか、要望を申し述べておきたいと思います。

この酪肉近の案が書かれていて、これから、いわゆる成文化に向けて、より詳しい内容になっていって、同時にこういう会議を経てブラッシュアップされていくんだと、それが酪肉近ですから、これから数年間のガイドラインであり啓蒙書であるということで、そういった位置付けで要望したいということです。

1つは9ページのところで、少し細かい話になって恐縮なんですけど、今回のバックボーンには飼料自給率を高めていきたいということ、その具体的な話が9ページに書かれているんですけど、ここで3点、具体的な視点というか、書き込みをしていただければありがたいなということなんです。

1つは、順序でいくと、まず目玉商品としては、稲の発酵飼料がいろんなところでうたわれています。これは前にもお話をしましたし、私も調査したところで、どんどん伸びているということで、これは目玉になっていく。これを伸ばしていかなければならないということは確かなんですけど、もう1つ、畑で濃厚飼料を作るという視点でいくと、トウモロコシサイレージを目玉の役者の一つとして加えていくべきじゃないかと思います。

今まで組み作業で労力を必要とするといったことで、面積がどんどん減ってきている。トウモロコシサイレージ、トウモロコシの復権を目指そうという動きがあって、新しい細断型のロールペイラーという安い、とつてもすてきなものが技術開発されて、それが普及されつつあるということです。畑の中の濃厚飼料、釈迦に説法ですが、トウモロコシサイレージというのは30%ぐらいトウモロコシの穀類が入っているわけですね。そういう視点でそれを目玉として書き加えていくべきじゃないかというふうに思うことが1つです。

もう1つは、そういうことを通じて、その下の方の書き方には冬作のイタリアンライグラスと書いてありますが、どうでしょうか。今までもその形態がありますけれども、少なくなっている通年サイレージシステムというのをもう一度、新たな視点で見直して、裏作も含めた日本の飼料生産の自給率を高めていこうという、そういう一種のストラテジーの1つとして、昔ありました通年サイレージシステムを見直そうと、そのためには、夏作は稲発酵飼料とトウモロコシであり、冬はこうだということが1つ。

もう1つ重要な視点が欠けている。文章はあるんですけど、それは面積の拡大と量の拡大だけじゃなくて、良質の自給飼料を作るということが、この9ページの(1)の中にほしいですね。

その3つです。良質なもの、トウモロコシサイレージ、それから通年サイレージ。

そして、良質なものを作るために、その下の方を読んでいきますと、(3)のところに、その1つの手法としてアウトソーシングがあるんだという、そういうつながりでいくと、とつてもわかりやすいし、迫力があるかなというふうに思います。

それともう1つ、アウトソーシングとの関連でいきますと、最初の2ページになるんですけど、2ページのところは、まず担い手についての書き込みがあって、その下に担い手を支えていく組織として地域のアウトソーシングのいろいろなものがあるよと書かれていて、

それはそのとおりで何も疑義を差し挟むことはないんですが、いわゆる生産者、担い手、農業者と、いろんなアウトソーシングの形が、これで読む限り、経営対経営、企業対企業の対立ということじゃない、ある意味でクールな関係に読めてしまうというか、そういう形なんです。

実際は、経営をしっかりと、その地域で両方ともメリットあるようにやっていかななくちゃいけないというのはわかるんですが、実態のありようとしては、そのスタートは地域協業というか、産業対産業ということで両者が構築されていくという面よりは、むしろ地域ネットワーク、つまり新しい村を作るという手段の1つとしてアウトソーシングがあって、協業という形で、それが酪農家、肉用牛農家とリンクしていくんだよという読み方、読まれ方をしていくことが、地域農業ということを見ると、また畜産と耕種農業との連携を考えていくときには、書き込みというよりは視点だと思えますが、そういったことがあるといいなと思います。

最初に戻りますけれども、これからの内容の書き込み、それからブラッシュアップの段階で、そういうところを考慮していただければありがたいなと思います。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

中村委員、増田委員、岸委員の順番でお願いいたします。

中村委員 まず7 - 1の資料です。項立てと表現についてです。

1で「酪農及び肉用牛生産の位置づけ」という表現になっています。前回は基本的な展開方向という表題だったわけですが、位置づけという言葉にしている意味合いがもう一つわかりにくいといえますか、前回の対比ですれば、もう一つしっくりこないという感じがしています。

2点目は、今もちょっと出ましたが、5番で飼料基盤に立脚した畜産経営の育成というのがありますが、これは我々にとっても最重要課題で、もっと上に持って行ってほしい。2と3の間、いわば3番の位置付けでいいのではないかという。それが2点目。

3点目は、5と6に両方、畜産規範の導入というのが入っていますが、これはこのままなのか、まとめるのかということ。

それから、5の(3)で多様な云々と存立基盤の整備という表現があります。存立基盤の整備というのは何を言っているのかなって、今の9、10を見ると、公共牧場の機能強化とかある中で、存立基盤という言葉が重過ぎるような気がするということ。

それから、(3)の中に放牧の普及というのがあるんですけども、飼料基盤に立脚したという意味では、放牧がやや増えつつあるし、放牧の普及・拡大というのは()次元にしてもいいのではないかなという気がします。

それが7 - 1の項立てでの意見です。

続いて、7 - 2なんですけど、これも1ページです。今の位置付けのところ、(1)(2)とあるわけですけど、(1)は、いわば酪農、肉用牛生産の位置付けをメインに書かれている。重要な供給源とか、大きなウェイトとか、機能を有しているとか、これはこれでいいと思うんですが、(2)の「このため」の間に、現下の情勢とか課題とか、この5年間の環境変化とか、そういうのもきちっと書き込んで、それで「このため」というふ

うにつながるべきではないか。したがって、これを文章化するときには当然、そういったことを頭に置いてやっていただきたい。

現下の課題なり環境変化ということで申し上げますと、自給率に関連して、飼料作物の生産拡大の目標だったのが、残念ながら、逆に縮小しているという状況があるわけです。そこは課題としてきちっと書く。

逆に、評価できる点として、ホールクロップサイレージが 5000 ヘクタールまで拡大している点とか、放牧が少しずつでも増えてきているという、そんなことも検証というんですかね、そういった意味合い、課題を入れていく必要があるということ。肉用牛生産基盤が縮小傾向にあるという、その課題は我々も非常に気にしているところで、そういった点は現下の中にきちっと書き込んでほしい。

それから、環境変化という点では、5年前も当然あったと思いますが、環境に配慮したとか、資源循環型とか、その辺は5年前もあったんですが、そうした配慮がより求められているという環境変化があるのではないかという点。

それから、安全・安心にしても、5年前ということで見れば、BSEもなかったし、そういう意味での大きい環境変化とも言えることであります。

他にいろいろあるかと思いますが、例えばということで二、三申し上げましたけど、そういうことを入れながら、このため、こういうことが必要というふうにつながるべきではないかという意見です。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

増田委員、どうぞ。

増田委員 私はたびたび女性のことを言っているものですから、また女の権利のことを言うのかと思われそうですが、そうです。

先程足立委員が、資料7-1の項目立てで整理していらっしゃるところの第5のところ、その他酪農及び肉用牛云々というところのナンバー2の(2)に、女性が活躍しやすい環境の整備という項目が、その他というところのいろんなものと一緒にして女性問題が入っているのはおかしいというふうにお隣で意見を投げかけてこられたので、休憩時間に伺いましたらば、室長は、その他というのは法律に書いてあるので変えるわけにはいかないと言われました。

ただ、第5その他というところに女性のことを閉じ込めるといのは何としてもおかしいと思います。それで、本文を見ました。そうしましたらば、担い手のところに女性を位置付けるというのが当然の成り行きじゃないかと思います。

そして、担い手のところで、例えば酪農家のところに行きましたところ、そこは哺乳ロボットが大変活躍している牧場で、「これで女房が非常に助かっております。哺乳というのは女性の仕事ですからね」と、牧場主が3回も4回も言うんですよ。その夫は哺乳という作業をやってなかったらしいんですよ。夕方になりまして、夕方の搾乳は、研修生の学生を使って奥さんがやっていました。牧場主は何もやってないわけです。その辺をうろろろして、寄合いがあるといって出かけていく。

肉牛にしても、酪農家の奥さんが繁殖をやっていらっしゃるというのをちょいちょい見させていただくと、畜産というのは女性がやっている仕事だと私は理解しているんです。

としますと、担い手の中に女性、そして家族経営協定というのの存在も大きいし、女性の認定農業者というのが畜産では当たり前ということなんじゃないかと思います。そこはきっちり言わないと、現実離れのした畜産のとらえ方になってしまうんじゃないかと思います。

その他のところに書いていらっしゃるの、畜産問題全体の労働条件とか、環境の整備というのは見ていかなければならないことなので、そこへ男女共同参画社会としてとらえた畜産の労働とか、育児とまで書かなくてもいいんですけども、環境の整備ということは、ここで言っていきたいことなのかなと思います。

くどいようですけども、女性を担い手としてきっちり位置付けていく時代は、もう今だというふうに考えております。

生源寺部会長 ありがとうございます。

岸委員、どうぞ。

岸委員 質問を1つと意見を1つ申し上げたいと思います。

質問は、7 - 2の資料の11ページを御覧いただきたいんですけども、そこに第3ですね、近代的な酪農経営及び肉用牛経営の指標を作るとなっているわけです。

午前中の担い手の議論が若干ありましたね。あれを聞いておまして、私、ちょっと混乱をしているんですけども、この場合の近代的な経営の基本指標というのは担い手とイコールなのか、それともそうではないというふうに考えるのか、どっちかなと思い出したんです。

といいますのは、1のところ、主たる従事者が他産業並みの所得を確保し得るモデルと書いてありますね。これを我々が作るわけですけども、本審議会の企画部会で中間論点整理で出されたものと同じですよ。つまり、担い手とここではイコールになっているわけですね。

ところが、午前中の議論を少し聞いていますと、担い手の範囲はもっと広げられる可能性があるということですね。つまり、小さいような経営も担い手に含めるんだと。最近の報道ですと、自民党では担い手を決めるのは先送りするという議論まであるらしいんです。

そうしますと、ここに矛盾が出てきますよね。つまり、近代的な経営の指標というものは、必ずしも担い手の指標ではないんだということになってくるので、その辺はどういうふうに整理をしたらいいのかというのを教えていただきたいんです。

それから、意見ですけども、7 - 1の項目の中に、1ページですね、消費者のことが出てまして、石川さんからも御意見がありました。消費者の視点に立った情報提供と書いてあります。意味はこうなんでしょうけれども、現在の基本方針にはパートナーシップという言葉を使っているんですね。パートナーシップという意味は、双方向なんですよ。情報提供というのは一方通行みたいな感じを受けるんですね。

生産者と消費者の関係というのは、双方向というのは非常に大事なので、そういう視点を入れたような見出し……、中身はいろいろ書いてあるんですけど、確かによく読んでみますと。それがわかるような見出しがどこかに出せるといいなということを思っています。

もう一点は、消費者は出てきますけれども、食品産業が出てこないんですよ。本文を読んでみますと、食品産業のことが書いてあるんですけども、我々といいますか、これからの農業は、消費者ももちろんそうですけれども、食品産業との関係も非常に大事にし

ていかなければいけないと思うので、消費者を出すんだったら、食品産業もどこかに入れてあげた方がよろしいんじゃないかという感じを受けたんですが、これは私の意見です。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他いかがでございましょうか。

内藤委員、その後、秋岡委員、矢野委員、福原委員。

内藤委員 時間をいただきまして、5点ほど述べさせていただきたいと思います。

まず1点は、食育に関することですが、資料4-2の8ページの(2)の食育の推進のところで、「養豚経営の安定、担い手の確保のため、食育として」という文章がありますが、私ども畜産サイドの出す資料の中に、自分たちが食うため、あるいは畜産を守るために食育するんだというふうに取り取りやすいような書き方がいろいろなところで見受けられません。

食育問題というのは、畜産のため、畜産サイドのためじゃなくて、国民一人一人の問題として提起されているものではないでしょうか。そういう中で、畜産分野としてどういうふうな協力ができるのか、どういう手伝いができるのかという視点で、その結果として、畜産の振興につながるという物の考え方に変えていく必要があるのではないのでしょうか。

環境問題でも同じようなことを感じます。つい最近、ある県に行ったんですが、たい肥問題で、耕種サイドは「好きなときに持ってきてまいてくれれば使ってやる」という理解の仕方が強く、また、地域の中間指導者たる人たちも「使ってもらうためにはやむを得ない」という認識でいます。

実は環境三法というのはそうではなく、まさに循環型農業の創設というのが大きな原点にあるわけですから、畜産サイドはもう少し胸を張って、前向きにPRをしていくべきであらうかという気がして、物の考え方といたしまして、私どもの畜産サイドの姿勢について意見を述べさせていただきました。

2点目は、資料7-2のところ、先程御意見が出ていましたが、担い手の問題でございます。2ページのポイントの2つ目のところで、「生産形態の特性や地域の実情に精査を加え、認定農業者に準じた一定の」云々と書いてありますが賛成です。特に「地域の実情に精査を加え」云々の、この言葉を最後のまとめのときには十二分に分析し、明記をしていただきたい。

なぜかといいますと、今問題になっています中山間地域農業の活性化という視点に立ってみますと、繁殖農家では60~70歳の方々が肉用牛繁殖の仕事に携わって、プラス農外所得で、その地域の生活環境を守りながら生活をしているんですね。これが現実です。ですから、規模の拡大だとか、頭数の大小だとか、所得の大小だとか、そういう視点だけではない担い手があるべきだろうというふうに私は思います。

そういう意味で、食料生産の主たる担い手と、それぞれの地域農業における主たる担い手とは違うんだということを明確にして、今後の検討の中で生かしていただければと思います。

第3点目でございますが、資料9の「近代的な酪農経営及び肉用牛経営の基本的指標の設定について」に関して2点についてお話をさせていただきます。

資料7-2の15ページ目、(1)の で、乳牛の改良についてという文章が6行ほどご

ざいます。私、不勉強で十分理解できてはいませんが、今回、読んでなるほどなと思いましたが、の文章の3行目から、「飼料自給率向上等の観点からの粗飼料利用性や繁殖性の向上等による生涯生産性の向上にも着目しつつ」云々と書いてあるところであります。

まさに、この観点が必要ではないだろうかとも思います。そういう意味で資料9の中で、経営類型別のモデルを作るわけですが、この視点を酪農経営においてはしっかりと明記していただきたいと思います。

なぜかといいますと、最近の優良事例の中で、経産牛1頭当たり濃厚飼料20万程度で、「土地なくして増頭なし」との経営方針のもと、地域の土地を十二分に活用し、表・裏作の200%利用の経営をやっている事例があります。そして、家族労働1人当たり530万円ぐらい、一家で一千数百万という収益をあげています。こういう事例がある。一方、経産牛1頭当たり40数万円の購入飼料を与えて、そして地域基盤が不十分なため自己完結できずにふん尿問題に困っている事例もあるわけです。

だから、規模拡大だとか、1頭当たり乳量が多いという視点も大事ですが、この視点だけで経営の類型をすべきではないと思います。資料7に書かれている視点を生かした経営類型・モデルを強調していただければと思います。

それから、同じく資料7-2の8ページ目ですが、これは意見というよりも御質問です。飼料基盤に立脚した畜産経営の育成のところ、「飼料基盤に立脚した経営が健康な家畜から生産される畜産物を供給することが重要」という文章がありますが、逆の見方をしますと、「飼料基盤に立脚しない経営から出てくる家畜生産物は不健康な家畜なのかな」というふうに読めるので、あえて「健康な家畜から生産される」という言葉を入れた意味合いが何なのか教えていただきたい。質問であります。

最後でございますが、飼料の自給率の問題でございます。この問題につきましては、一般的な平均的な自給率ではなくて、大家畜と中小家畜を分けて分析することが重要かと思えます。中小家畜の実態からして、自給率云々をいっても、余りにも現実からかけ離れているのではないかと思います。今問題なのは、大家畜経営における自給率向上の問題を真剣に議論するときであると思えます。現地にまいりますと、粗飼料の自給率向上の問題については、総論賛成、各論反対という雰囲気はまだまだ強うございます。

先程お話ししましたように、私経済からしますと、労働力は非常に大変なんですけど、私経済だけを考えるのではなくて、地域農業の活性化、地域資源の利活用ということで頑張っている経営があれば、一方では、安易に「電話一本で餌が来る、非常に楽だ、これを追及するんだ」という経営も一方にあるわけです。どちらが良くてどちらが悪いと一概にはいえませんが、努力の仕方、努力の程度の評価を抜きにして、一律に補助事業を考えることは、どこか何かおかしいのではないかと思います。

国民の税金を使う以上、国民が納得でき、国等が示す方向性で努力している経営には手厚く支援していくべきではないかと思います。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

秋岡委員、お願いいたします。

秋岡委員 トレーサビリティに関連して幾つかお話をしたいと思えます。

1つは、先程もどなたかからお話が出ましたトレーサビリティのコストの問題です。私

は、このコストの問題は、そろそろはっきり国民に、お金はかかるんですよということば伝えていい時期にあるんじゃないのかな。

そのコストを消費者が払うのか、生産者が払うのか、あるいは国が払うのかということではなくて、そのコストが発生しているということは、誰かが払っていて、それは必ずいるんな形で、私なりあなたなりが払っていることなんだというのは同じことなので、一番単純な例は、仮に御婦人がスーパーに行って牛肉を買って、「ああよかった。トレーサビリティのお金って消費者は払わないんだから、全然いつもと同じ値段だったのよ」と言って家に帰ったら、御主人がその食品を作っているメーカーに勤めていて、「トレーサビリティのコストはうちの会社がかぶることになって、今月から給料が1万円ずつ下がった」ということになるかもしれないというふうに、コストが国民経済として発生している限りは、どこかで必ずつけは回っていて、それがもし税金だったらいいのかということ、税金だったら、税金がたくさん使われるようになっている分だけで、誰かがどこかで税金を払わなければいけないということで、このコストの問題というのは、誰が払うのか、私が払うのかどうかということを超えて、ある時期には必ず言わなくちゃいけない問題なんじゃないのか。

牛肉から鶏とか豚とかトレーサビリティが広がっていくのは、システムとしてはいいことだと思うんですけども、その辺のコストの問題はきちんと議論をしていかないといけないのかな。

私、専門的なことはわからないんですけども、トレーサビリティの問題は、リスクマネジメントとしての面と、消費者に対する情報公開みたいな2つの顔を持っていると思うんですね。例えばリスクマネジメントのためのトレーサビリティと、消費者に対してどういうところで作られた牛ですよとか、鶏ですよということを情報公開するためのトレーサビリティに、もしそのコストに違いがあったりすることがあれば、将来的にはどこまで最終的なエンドユーザーである消費者に対するトレーサビリティとしてはここまでやるのか、ここまではやらないでリスクマネジメントとしてここまでは幾らで済むからこうやるとか、何かきちんと詰めていかないと、どんどんお金もかかることなので、これは難しい話なのかなと思ったことが1つです。

先程のトレーサビリティというのは、一種の情報公開としての面もあるということになると、最初に増田委員からお話もあったんですけども、肉が和牛だとか国産牛だとか、それは生産されていращる側から見ていろんな分類があると思うんですけども、買う側からすると、買うというか、畜産とかに全く関係がなくて、ただお肉を買うだけの人からすると、乳雄だとか、交雑種だとか、いろいろ言われても、正直言って、それはわかる情報ではないんですね。

情報を公開するということは、情報を伝えたい相手がある言葉にしてあげないと、ただ単に「はい、何でも見てください」というのは本当の情報公開ではなくて、最初に中央官庁なんか情報公開法ができて情報公開に踏み切ったときに、いろんな人が、国が公開した資料を見に行ったら、資料は公開になったけど、文章が難しくて、何を書いてあるか全然わかんなかったから、前と変わらなかったという話があって、今のいろんな肉の分け方というのは、どこの業界でも符丁って必ずあって、銀行とか大工さんとかそれぞれの業界に符丁があって、符丁って業界の中で話しているときには、一言で意味もわかって、わ

かりやすい言葉なんですけれども、外の人に伝えるときには一般的な用語にしくなくちゃいけない。話が通じないというのと同じように、この肉は乳雄といっても、元乳雄だったかどうかというのは食べる人にとっては余り関係なくて、幾らぐらいの値段で、どういう品質の肉ですということできちんと食べる肉を見ていくというセンスを日本の国民が持っていくように情報の公開の仕方もするしということが、この文中にあった顔の見えるというのは、そういうことであって、業界の符丁のまま外に情報を出すのは、目鼻立ちはわかったんだけど、顔全体が見えないというような感じで、本当に顔の見えることになるのかなというのが1つの感想です。

最後に1つ、ここは文章にもブランドという言葉がたくさん出てくるんですけれども、ブランドという言葉は、それを専門とされている学者さんに伺っても、日本語にしてくださいとお願いすると、10人お尋ねすると、10人、違う日本語を言うくらい、すごく難しい。

いろんな考え方があるんですけれども、ここで使われているブランドは、少なくとも私たちがブランドもののバックとか服というブランドとはちょっと違うのかな。ただ単に名前を知ってもらいたいとかというのは、ここでブランド、ブランドって安易に持ち上げるようなのでいいのかな。

私の理解しているブランドというのは、女性の方はわかりだと思っんですけれども、値段が高いか安いかにいうことを超えて買っちゃおうと思うのが私はブランドだと思っっているんですね。例えばグッチのバックとディオールのバックがあって、どうしようというときに、ディオールの方が1000円安いからディオールを買うわという人はいないと思っんですよ。

そういう価格競争を超えたところで品質とか信頼感とかで支持されるのがブランドというものであって、ブランドを作るというのは物すごく難しいことで、これは農産物に限らず、工業製品の分野でも、アジアに国はあまたあるといえども、ブランドが確立していて、ブランドのマネジメントができるのは、今は日本だけと言われていて、中国も韓国も東南アジアも、それなりにみんなが知っている商品だとかメーカーはあるかもしれないけれども、それがブランドとして確立しているか、彼らがそれをブランドとしてマネジメントできているかという、ないってはっきり言われているほど、そんなに簡単なものではないので、ブランドです、ブランドですと言ってしまうのはどうなのかなというのが1つ感想として思いました。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

矢野委員、どうぞ。

矢野委員 2点ございます。

1点は、資料7-2の第5、14ページです。その他ということなんですけれども、家畜改良の推進と新技術の開発・普及という点でございます。

その第2段目なんですけれども、ポイントのところですね。「畜産新技術の開発・普及は、今後とも積極的に推進。この場合、クローン技術等のバイオテクノロジーの技術の開発・普及は消費者への正確で分かりやすい情報提供を図り、その理解を得つつ推進」というふうになっております。

現在、クローン技術で、受精卵クローンですけれども、卵割球で生まれた動物は700頭近くになっております。そのうち食用に供されているものも300頭近くあります。それから、体細胞クローンの方ですけども、これも400頭以上生まれています。これは食用には供されておりません。これらの非常に新しい技術が開発されて、技術的にも定着しつつあるところです。

私、大学におりまして、研究者として、そういう人たちといろいろ意見交換をしておりますが、せっかく開発した技術が本当にうまく利用されてくれなければ、研究者、技術者は一体何をやっているんだろうかと、非常に苦労して新しい技術、しかも体細胞クローンの牛などは世界で初めてですね、近畿大学の方でタッチして作り出しました。ところが、それはただできましたよと、何頭できました、あっちこっちでできますよ、できますよというふうな、可能ですよというふうなところでとどまっているというところだと思います。

ですから、もちろん開発・普及をやって推進するというふうに書いてございますが、いつまでも消費者の理解を得つつというところに少し引っかかるところがございます。新しい技術にチャレンジするというは、理解を得ながら技術開発していくのではなくて、理解は得る前にでも、どんどん新しくチャレンジしていくというふうな姿勢がなければ、せっかく世界をリードするような立場にいたとしても、また遅れを取ってしまうというふうなことになるんじゃないかと思っております。

ここの文章をどういうふうにするかというのはまた別なんですけれども、もう少し……。畜産の発展にはいろいろな技術の点で研究した技術者というのは貢献してきたと思うんですね、それが少し反映されていないかなという印象を持ちました。ですから、技術者、研究者の成果ですね、あるいは働きを応援するようなニュアンスがあればなと思っております。

養豚の方にもさかのぼりますが、脂肪酸の不飽和化酵素を導入したハウレンソウ豚というのを近畿大学で作っております。もちろん、これは遺伝子導入の動物ですから、その肉を食べるといってわけではございません。でも、こういうふうな動物に植物の遺伝子を導入して、しかもそれが発現するんだというふうな技術も開発して、実際にそれを実現化している。しかも、その動物は5代目ぐらいまで継代をしております。

そういうふうな実績を、他の研究者の方たちも持ってられると思うんです。新技術、いわゆるバイオテクノロジーという名前がついているばかりに、少し敬遠される、警戒されるというところが残念だと思っております。

もちろん検証というのは必要です。普及のときには検証は必要だと思いますが、開発に関してはチャレンジングなといいますか、新しいもの、新規のチャレンジということで、ぜひぜひそういう点については推進をしていただきたい、あるいは応援をしていただきたいと思っております。

もう一点は、増田委員が先程おっしゃいました女性の環境整備の点と同じでございます。女性も担い手になれるよというのは、まるで目玉のように文章の中に書いてあっておりますが、私ども違和感を感じました。

女性が担い手になる、あるいは経営の主体となるような環境整備を行っていくのだというふうに書いてありますが、この具体例がただ単に担い手として認定できるよというところでございます、もう少し具体的な策を提示するか、あるいは女性を経営の主体とした

りして、男女共同参画社会の中で、農業の中でも女性の力を認めていくんだと、認識していくんだというならば、農業政策の中だけでなく、これは後からも出てきます品目横断的ないろいろな対処をするというふうなのが農業政策の中でも出てきますけれども、省庁横断的な政策として、厚労省での女性の労働の保障だとか、女性の農業従事者に……。農業労働従事者の平均就業時間を2000時間というふうな、従の人は1200時間ということが明記されておりますけれども、女性の農業労働従事者の産休制度を認めるのか、あるいは育休制度を認めるのか、そういうところまで保障しないと、女性は実際には働いているんです。

先程増田先生おっしゃいましたように、実際には畜産の場面で女性の労働力がなくなったら、本当にやっていけないところはたくさんあります。実際は女性が働いている。だけど、連合いの方はいろいろな組合や何かに顔を出すというので、名前を表に出しているというところがたくさんございます。女性を教育すれば、その畜産経営は、これは農業経営と言ってもいいんですが、農業経営のレベルは上がるというぐらい、女性の力は実質的なものとなっております。

ですから、女性労働の環境整備というふうに書かれるとすれば、具体例をいろいろ書いてほしいというのと、難しいかもしれませんが、省庁横断的な考え方を農水省でも打ち出すというところが、農水省が女性を、これからといいますか、今までも大事にしているかもしれませんが、目玉にするんだよという意気込みを感じられるんじゃないかと、意気込みを見せていただきたいと思います。

これは感想みたいなものですが、そういったところです。

生源寺部会長 ありがとうございます。

福原委員、どうぞ。

福原委員 資料7-1、基本方針の項目の案について意見を述べさせていただきたいと思います。

1つは、この法律自体が近代化という言葉を使っておりますので、近代化の言葉を非常に尊重する余り、ちょっと不自然な、今の時代に合っていないまとめ方をしている部分があるということが、これを読んで非常に気になったところです。

御承知のように、私たちが教育を受けてきた流れの中で、社会は近代化の時代、その次は国際化の時代、さらには地球化の時代という、この次は宇宙化の時代ということになるうかと思うんですけれども、それぞれの時代に合った問題点が新しく出てきて、それに対して、いかに対応していくかという姿勢で、これまで議論されてきたと思うんですね。

ですから、そこら辺をもう少し強調するようなプレゼンテーションのやり方を一工夫した方が、第三者に対して農業の現状の問題点、あるいは自分たちがそれをただしていこうとする姿勢とかいうものが訴えられるんじゃないかなというふうに思いました。

もう1つは、第5のその他ということで、先程女性が対象になりましたけれども、3番目の高齢者の能力の活用ということです。私たちが直接関係している和牛の世界でも、現実には小規模経営者が主体になりますけれども、その主体は高齢者であるわけです。

高齢者は毎年、5000ぐらいの単位で減ってきているわけです、現実には。これは構造的な問題があるかと思うんですが、それに対して、単に高齢者の能力の活用という表現では支え切れないところがあるんじゃないかなということで、もうちょっとしっかりした項

目というんですか、そういうものが立てられないかなという、これは希望です。

以上、2点だけ意見として申し上げさせていただきたいと思います。

生源寺部会長 ありがとうございます。

かなりいろいろ御発言がございましたので、このあたりで役所からコメントなり御回答があればと思います。

佐藤食肉鶏卵課長 私の方から、川合室長とダブるかもしれませんが、石川委員からお話がありました、あるいは秋岡委員からもお話がございましたトレーサビリティなり、安全・安心のコストといったことでお答えさせていただきます。

資料7-2の8ページの(2)にトレーサビリティへの対応ということで、牛肉と牛肉以外の畜産物について書かれております。牛肉につきましては、御案内のように、BSEの発生により、牛のBSEが発見された後のいろいろな対応をするということで、個体識別が大事だということで、生産者に耳標の装着等が義務付けられたといったようなことでございます。耳標の費用等については、流通段階においてもいろいろありますが、原則として、国が持つておるといえるかと思っております。

牛肉以外の畜産物につきましては、特段法律があるわけではございませんで、さはさりながら、安全・安心の動向の中で、牛肉以外の畜産物にもトレーサビリティ・システムの導入が必要だろうということで、先程申し上げましたようなことで、これは畜産部ではないのですが、消費・安全局の方で、こういったトレーサビリティ・システムの推進のために所要の予算措置を講じているというような状況になっておるところでございます。

その中で、なお書きのところでございますが、コストの問題でございます。このコストの問題について、牛肉以外の畜産物を初めとする農産物全般について、いろいろ議論がなされたわけでございます。

その際、生産者あるいは流通業者、あるいは消費者の方々から、トレーサビリティ導入に伴うコストについては誰が負担するのが適切かというお話があったわけでございます。ここに書いてありますように、まちまちではないかと思っております。経営内で吸収する場合もありますし、消費者がすべてを持たないまでも、ある程度のものを持つておるといような具体的なものも出ております。

具体的なもので申し上げますと、確か平成15年だと思いますが、宮城県で、これは海産物ですけれども、カキ、オイスターについてのトレーサビリティ・システムの導入を、宮城県の漁連が何かカキのトレーサビリティ・システムを導入しまして、スーパーで生協などで売ったのです。

そのとき、小売価格が通常よりも1割ぐらい高くなったかと思いますが、それでも消費者はそれを選んだということでもあります。このところは、導入のコストについては、まさに8ページに書いてあるようなことではないか、というように私どもでは理解しておるところでございます。

それと、トレーサビリティ以外で安全・安心で、100グラム何円というような資料を確かに、今年、出させていただいております。特に去年からいろいろ議論になっておりますが、BSE対策で異常プリオンがどうしても脊柱の背根神経節にたまるということで、この脊柱について、食用あるいは肥料、飼料から除外するというので、脊柱については、できるだけ分離するといったようなことで規制が伴ったわけでございますが、この規制に

伴う処理費用等は誰が負担するかといったようなことが問題になったところでございます。

これについては我々、原則は経営内で消化していただくのがベストでしょうけど、なかなかそういうものできない場合には、いずれは消費者に負担していただくということが適切ではないか。先程秋岡委員からお話ございましたように、誰かが負担しなければいけないコストでありまして、それを広く国民の税金でやるのか、あるいは物品を購入する消費者に着目して、あとは消費者と生産者との間、流通業者との間でコスト負担がどうなっていくか、どうあるべきかといったことについていろいろ議論をしていただきたいという観点から、あのような資料を作らせていただいたところでございます。

いずれにしても、トレーサビリティの対応の中にも出ておりますけれども、生産者と消費者との間で、このコストについての在り方というのは、時間をかけていろいろ議論していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

こうしたことの具体的な取組といたしまして、先程養鶏問題懇談会の報告書の概要について、畜産振興課長から説明があったわけですが、特にその中で資料5 - 2の7ページを御覧いただきたいと思えます。

資料5 - 2の7ページの7番でございます。消費者、生産者、流通業者等の間の顔の見える関係づくりという項目があるわけでございます。これは本日、御出席されていらっしゃいます岸委員に、消費・安全局で座長をお願いしまして、顔の見える関係づくりということで、平成15年、去年の夏以降、何回か議論していただいたものを、また養鶏問題検討会でもいろいろと議論になりまして、使わせていただいているわけでございます。

この中で、特にコストの話で、具体的なもので申し上げますと、7の2つ目でございます。15年に岸座長が懇談会を開催していただきまして、その中でやった中でも、事故等が発生したときの自主回収のコスト、こういった問題についていろいろ議論がなされたわけでございます。

先般の鳥インフルエンザ発生の際に、自主回収などについて相当問題になりまして、この懇談会でも、これについては十分発生する前から議論が必要だろうということで、2つ目にあるようなことが書かれておるわけでございます。これについても消費者の皆様、あるいは流通業者の皆様、御参加いただいているわけですが、不用意な、不必要な自主回収については、我々消費者は求めていないといったようなことが消費者の皆様から寄せられております。

また、流通業者の皆様からしますと、例えば必要以上に何々県産の卵は使っていない、あるいは、その周辺のものすべて回収するといったような、ややもすると行き過ぎた処分をしたところについては、なかなか売上げが回復していない。ふだんから消費者と流通業者、あるいは事業者の間での顔の見える関係づくりがなされているような流通業あるいは小売業の場合には、売上げの回復も早かったという経験談もされております。

先程のコストの問題もそうですが、一律にすべて結論づけるのではなくして、時間をかけて理解を求めていくことが必要なのかなということで現在、対応しているところでございます。

私の方からは以上でございます。

川合畜産総合推進室長 中村委員から、構成について、あるいは記述の仕方について何点か御指摘をいただきました。位置付けというのが展開方向からなぜ変わったのかという

ことでございます。

今回、1ページのところで から までかなり入念に書かせていただいたので、位置づけという見出しにいたしました。が、どういう表題がいいのかは、御意見も踏まえて検討をさせていただければと思っております。

また、飼料基盤の話の安全・安心の前に置いてはどうかという御提案もございました。安全・安心の問題は、この5年間にBSEあるいは鳥インフルエンザといった形で大きなテーマになりましたので、3番という位置付けにしておりましたけれども、この点について皆様方の御意見をお聞きしながら、どのあたりの置きどころがいいのかというのは検討させていただきたいと思っております。

その他の指摘につきましては、記述の問題として検討させていただければと思っております。

また増田委員、矢野委員から、女性の位置付けについて御指摘がございました。御意見を踏まえまして、どういう形でブラッシュアップできるのか、中身を深められるのか、あるいは位置付けの場所も含めて検討させていただければと思います。

それから、岸委員からございました第3に位置付けられる経営指標、ここに登場する者というのは担い手とイコールかという御指摘であったかと思っております。

資料7-2の2ページ目でございます。本文(1)の で、効率的かつ安定的な経営及び、これを目指して経営改善に取り組む経営(担い手)というふうに位置付けさせていただいております。これは本審のまとめ方も同様でございますけれども、第3のところに登場いたします他産業並みの労働時間で他産業並みの所得を得られる経営というのは、ここに登場いたします「効率的かつ安定的な経営」というものを指すということでございます。

ここで担い手としておりますのは、これに加えて、これを目指して経営改善に取り組む者が入ってくるということでございまして、特に第3で位置付けようとしておりますのは、他産業並みの労働時間でも、これだけの所得が得られるというものを、具体的な頭数規模ですとか、飼料管理の仕方、あるいは外部委託の仕方、こういった細部も含めた経営モデルを類型として示していきたいと考えております。

それから、情報提供という言葉、前回のパートナーシップという言葉の方が双方向のニュアンスが出るので、いいのではないかというお話もございました。この点につきましても、最終的な取りまとめに向けて検討させていただければと思っております。

それから、内藤委員から、地域の実情に精査を加えてという部分、よく詰めていただきたいという御指摘がございました。この部分については、資料7の2ページ目の の2行目にございますように、「国際化が進展する中で、将来に渡り、安定的な発展を図るためには、より競争力の高い生産構造を確立することが必要」、「そのためには、担い手の育成・確保が重要」という認識を示させていただいております。

この将来にわたりといいますのは、端的に言いますと、世代を超えても、次の代に至っても、またその次の代に至っても、安定的に継続していくという観点から担い手というものが必要ではないかと。そういった意味では、今やっぺらっしやる方が他産業並みの労働時間で他産業並みの所得ということであれば、後継者の方、あるいは他産業従事者であっても、そういう経営状況を見ながら、また農業に参入しようかという意欲もわくのではないかとという観点から、ひとつ検討しているところでもございますので、そういった趣旨

と御意見の方を合せて幅広く検討させていただければと思っております。

同じく内藤委員から、9ページの健康な牛から生産されるという記述が入った趣旨という御指摘がございました。この点につきましては、これまでの畜産企画部会の議論の中で国産の粗飼料を食べる、安全・安心な飼料を食べて健康に育った牛から生産される畜産物を提供していくといったことを消費者の方にもPRすることによって、生産者と消費者相互の利益につながるのではないかという意味で、消費者の安全・安心に訴えるという意味も含めて、健康な家畜という表現をいたしたという趣旨でございます。

福原委員から、全体の酪肉近代化基本方針のまとめ方、あるいは高齢者の能力等について御意見をいただきましたけれども、これも最終的なまとめに向けて、どこまでブラッシュアップできるかは検討させていただければと思っております。

以上でございます。

生源寺部会長 原田室長。

原田草地整備推進室長 阿部委員から大変具体的な御指摘をいただきまして、ありがとうございました。思いはほぼ一緒でございますので、少し工夫をさせていただいて書き込みをしたいと思っております。

アウトソーシングの部分につきましては、対立軸という考えは毛頭ございませんで、現実にコントラクターあるいはTMR等は農家の後継者の方々がやっていたり、ほとんど共通事項でございますので、その辺は誤解があるとすれば書き方も工夫をさせていただきたいと思っております。

蛇足になりますけれども、内藤委員からお話があった健康な家畜という言葉なんですけれども、私の立場で飼料基盤あるいは自給飼料生産を強調するんですが、どう考えても国土資源、自給率、大上段にかぶって言っているんですけども、一般国民からは非常に理解されにくいのではないかと、現場を回っていると思うんですね。

一般国民、消費者からすれば、草を食べて、いっぱい歩き回って、牛舎の中でつなぎっ放しじゃなくて、フリーストールだと、いろんな飼い方ありますけれども、それが健康な牛なんですよ、健康な牛からできたものはいいいんですよと、もっとストレートに言うためには、こういった表現も要るんじゃないかと思っております。ワーディングはもう少し工夫しますが、趣旨はそういう趣旨でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

岸委員、どうぞ。

岸委員 今、御説明を伺ったんですが、近代的な経営ですね。そうすると、7-2の11ページに書かれている目標というのは、本審議会の企画部会で行われている担い手とは違うという意味ですね、今のお答えは。そうなりますか。

たまたま同じような表現になっているんですけども、本来、この方針で決める基本的指標というのは、担い手の議論とは別だというふうに理解していいんですか。

川合畜産総合推進室長 説明が舌足らずで十分な御説明になっていなかったかもしれません。

2ページの(1)の で言っているところの担い手、これは本審企画部会と同じでございます、この範囲においては。そういった意味で、いわゆる農業全般についての担い手ということを定義した場合には、こういう言い方になってくるわけでございます。

ただ、その中で畜産における担い手というふうにもう少し特化した場合に、どういう方なのかということを書いているのが あるいは というところでございます、今回の整理では、認定農業者を基本と。ただ、認定農業者の他にも、生産形態の特性、地域の実情に精査を加えて、認定農業者に準じた一定の要件を満たす営農形態についても担い手として位置付ける方向で検討という形でお示しをさせていただいておるということで、根っこのところの考え方は本審の方とも同じでございます。

それで、畜産分野において、そこをどう考えるかという点については、畜産オリジナルな問題として、こちらの方で、こういう形で御提示をし、また御議論を賜れればと思っておるということでございます。

岸委員 そのことを伺っているんじゃないで、第3の1に、生涯所得を確保し得る経営モデルと書いてあるわけです。これがイコール担い手だったら、自民党の中で議論されているようなああいう幅の広い担い手のとらえ方はできないわけですよ。そこはどうなのかと伺っているんですね。

もしそうでないんだということであれば、あくまで我々は、他産業並みの生涯所得を確保できるモデルを作るのであれば、それは本審議会の議論とは全く関係なくつくればいいということになりませんかということ伺っているんですね。

これは、むしろ生源寺部会長に伺った方がいいかな。

生源寺部会長 効率のかつ安定的な経営と、効率のかつ安定的な経営及びそれを目指すものというものの違いについて、きちんと意識されているかどうかという御質問かと思えます。

畜産部長、どうぞ。

町田畜産部長 私の方から若干補足をさせていただきたいと思えます。

これで言いますと、第3の近代的な酪農経営の基本的指標、これは法律に基づく表現になっているわけでございます。これから酪農経営なり肉用牛経営をしていくときに、どういう経営を目標としてやっていこうかと、いわばモデルを示すものでございます。

その場合、モデルといっても、私どもも幾つか示しますし、県の方の計画でいろいろお作りになっていただくということになっているんですが、ここでは国として、これから経営モデルでどういったものを目標にやっていったらいいかというときに、一つの目標として10年後に他産業並みの所得でやるには、こういった装置なり、草とか機械とか農業機械とか、いろんな面を含めて、環境コスト等とも含めて、こういう経営をやれば生涯所得で他産業並みになりますよと、そういう経営を示すということでございます。

でありますので、これを目指して、現に認定農家になっている方がやっていただくのもいいわけです。認定農家には、まさにこの経営を目指してやっている方もありますので、ここは担い手と、人に着目したのではなくて、そういった生涯所得を生み出す目標としての数値ということに理解をしていただければいいと思います。ここで他産業並みだから担い手の方もそこに絞るとか、そういった議論とは直接関係しておりません。

おわかりいただけるでしょうか、まだ御説明が不十分かと思うんですが。

岸委員 つまり本審議会の議論と整合性を図るというような……。それだと、整合性は要らないということになりますね。

町田畜産部長 本審議会の方も生源寺部会長から言っていた方があれかもしれま

せんが、経営展望なり構造展望ということで、これから日本の農業の経営はどういったものがいいかというのは、基本計画に附随するものとして一緒に議論されていくと思うんですね。

そこは、まさに担い手の議論とリンクはしていますが、直接そこで担い手を議論することではなくて、どういう農地を使って、どういう人間が、どういうことをやれば、例えば生涯所得 530 万なら 530 万の経営ができるかと、そういうものでございます。

ですから、酪農でいえば、先程からお話出ているような放牧に立脚した経営もありますし、フリーストールもありますし、つなぎもあるでしょう。そういった中で、いろんなやり方をして、530 万に到達するには、こういう方法があるよというのを国としては端的なものを示したいということでございますので、ここで担い手についてのとらえ方を規定するというものではございませんので、アプローチの仕方が若干違うということなんでございます。

岸委員 大体わかりました。

生源寺部会長 目指す姿と、目指す方も含めた担い手ということと、畜産の場合、あるいは園芸なんかもそうですけれども、その特性を踏まえた場合に、どういう考慮事項があるかという、3段階ぐらいになっているということかと思えます。

その他ございますでしょうか。

松木委員、大野委員の順番でお願いします。

松木委員 私から質問させてください。

今の質問と関係があるかと思えますけれども、認定業者制度というのが資料 7 - 2 の 2 ページの (1) の に書いてございます。私、消費者団体の代表として来ておりまして、無知なところもありますけれども、認定業者はどのぐらい……。認定農業者がどのぐらいいらっしゃるのか、どういうあれなのか、地方によって決められているようですけれども、その辺の資料を教えていただきたいと思えます。

あと、ちょっと違うお話もしてよろしいでしょうか。全体的に消費者という言葉が、私たち末端の消費者のことを言っているのか、あるいは流通業者、食品業界の方すべてを対象に消費者と言っているのかという、その辺の消費者という言葉の使い方が全体の分できどき混在しているように、私の読み方が悪いのかもしれないけれども、はっきりしないところがありますので、その辺をもう一度、洗い直していただきたいと思えました。

同じ資料 7 - 2 の 14 ページから 15 ページにわたってのところなんですけれども、新技術とか開発・普及とかという文がありまして、15 ページに「消費者への正確でわかりやすい情報提供を図り、その理解を得つつ推進」というふうになっております。

とかくこういうところでマイナス面の情報もあるかと思えます。この文章で読むと、こういういいことがあるんだ、こういうすばらしいことがあるんだという情報ばかりを勧めるのではなく、負の部分も御紹介いただきながら、説明いただきながらという文を、下の方のコメントというか、説明文にもなるかと思えますけれども、そういう文も入れていただくと、そういうことを知らずにどんどん推し進めるという不安を感じないで済むので、そういうところにも御配慮いただきたいと思えました。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

大野委員、どうぞ。

大野（健）委員 これは要望ですけれども、担い手の問題ですが、資料7 - 2の2ページにあるように、ポイントを見ていただいてもわかりますし、 を見てもわかるように、酪農なり肉用牛生産というのは水田作に比べて非常に進歩してきております。

これは偶然ではなくて、20年以上前から、最初に自由化の波に洗われてきたのは畜産でございます。その中で生産性の向上を強烈に進めてきた経過がございます。結果的に、畜産農家は激減しております。この統計は皆さん、見ておられるように、農家の規模拡大が進んでおりますが、基本的に生産数量はふえておりません。言い方が悪いけど、農家が減っております。

そういう状況があるという中で、残念ながら、日本の牛肉の自給率は40%ですね。6割は輸入です。豚肉は50%、50%は輸入です。鶏肉も6割。ということで、どんどん自給率は落ちております。

こういう中で、近代的畜産を進めていくという中で、単に生産性向上だけで持ってきた場合は、将来、農家がいなくなるという格好になる。結果的に、自給率が下がっていくケースが起こるというのもあります。こういう形で認定農業者とか、一定の基準で農家を区別しながら選別するのでなくて、今ある農家をどう残していくかということは緊急の課題であるということにとらえていただきたいという要望を含めて、この場合も明記してあれば幸いです。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他ございますでしょうか。

今委員、大野晃委員、竹林委員、それから千葉委員という順番でお願いいたします。

今委員 女性が活躍しやすい環境の整備というところで、経営の中ではかなり女性が活躍しているということは皆さん、女性がいなかったら畜産農家はという言葉をいただいていますので、十分活躍できていると思うんですね、経営の中では。

ただ、活躍というものが何を意味して活躍の場をという整理をするということなのか。私としては、地域社会とか、いろいろな勉強の場とか、そういう場に出られるような環境を整備してもらえたらいいなと思うんですね。それで一番効果的だなと思うのは、7 - 2の16ページに家族経営協定の締結を推進しと書いてありますけれども、これをより推進して.....。

家族経営協定というのは、家の中で話をしなければ協定の締結にならないということで、必ず話し合いの場が持たれるということなんですね。私の場合も、家族で締結をしまして、私は本当に恵まれた環境にあるものですから、いろんな勉強をさせてもらえる、背中を押してもらえという形で勉強できる場にあるんですけれども、ほとんどの人が締結するところまで話がいかないということで、農業振興事務所ですか、そういうところできろいろ推進をしているんですけれども、最近、振興事務所そのものが手薄になって、ほとんど歩けない状態という形なんですね。女性がいろいろな場面で活躍していくというところでは、上に立った機関がないと、女性自身が前に進むということが難しいかなと思います。

それと、耕種農家のニーズに合った堆肥の生産ということで、畜産農家は消費者のニー

ズに合った生産物の生産とか、耕種農家のニーズに合ったというように、前にもお話ししましたけれども、畜産農家がいろいろなものを背負って経営に携わらなければならないということで非常に重いかなと思います。

ニーズに合った堆肥を作るというのは、個々の農家では無理だと思うんですね。乾燥させて、生産農家では十分乾いた立派な堆肥だと思っても、使う耕種農家によって全く違う堆肥を望まれたら、それに合った堆肥を生産するというのは、耕種農家がすればいいことではないかなと思っています。

それと、他産業並みの労働時間とか、10年後を目標に明記されていますけれども、今まで何度も話しましたが、コントラクターとかヘルパー制度が充実されなければ、生産者としては休む時間もなかなか取れないし、出かける用事もこなせないということで、私たちの場合は夫婦そろって休みを取るということも目標に入れたいと思っていますので、外部のコントラクターとかヘルパー制度の充実により力を入れていただきたいなと思います。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

大野委員、どうぞ。

大野(晃)委員 7-2の6ページの(2)なのですが、今度の酪肉近代化基本方針の中には安全性ということが加えられております。7-2の6ページの(2)ですね、「飼料中の有害物質や飼料添加物、動物用医薬品が基準を超えて畜産物に残留して人の健康を損なうことがないように、飼料や飼料添加物、動物用医薬品に関する措置を的確に実施し」と書いてあるんですが、この措置を的確に実施するというのは非常にあいまいな感じがいたしまして、できれば、「生産者における農薬、動物医薬品の使用の記録、食品産業に対する情報の提供、また問題発生時に行政による速やかな情報公開」というような明確な書き方をしていただいた方が的確なのではないかなと、そんなふうに思いました。

一応、要望としてお話をさせていただきました。

生源寺部会長 ありがとうございます。

竹林委員、それから千葉委員の順番でお願いします。

竹林委員 私の方からは、6ページの畜産物にかかわる安全・安心の確保の項目について、ちょっとお話をさせていただきます。

前回の5年前の酪肉近から見れば、ここの部分が情勢の大きな変化があって、新たに章立てしたというふうに考えております。この中では大きく3項目、生産段階における衛生管理の拡充・強化、飼料、医薬品の安全性の確保、それから、流通段階ではHACCPの導入などが項目となっております。いわば衛生面を中心にこの3項目があると思っていますけれども、衛生面という点でいけば、安全は確保されるかもしれませんが、安心の部分はまだ少し検討された方がいいのかなと思っています。

私、北海道庁におりますけれども、食の安全・安心条例という条例を道庁では策定作業中です。農業団体とか経済団体の方、消費者の皆様とか、多くの皆さんと、この半年近く、相当な回数、論議してきたんですけれども、消費者の皆様から一番多い要望は、表示とか農薬の残留などについて、検査や監視をしっかりとしてほしいと。

このことは、安心を得るためには信頼をきちっと確保することが必要だ、ということだ

と思っています。信頼を確保していく上では、具体的に言えば、コンプライアンス、法令遵守の問題とか、情報の公開・提供というのが係わってくると思っていますので、これらの面について、国とか地方、さらには農業者、業界などが、それぞれの役割を果たしていくということが安心という面につながっていくのではないかと考えていますので、御検討いただければと思います。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

千葉委員、その後、吉田委員の順番でお願いいたします。

千葉委員 女性の活躍にかかわって、1点。

既にいろいろ意見が出ているところですけども、地域社会への一層の参画というところで、もう少し踏み込んで書いていただければなと思います。女性農業委員なども、この間、かなり行政でも力を入れて、普及センター等で力を入れながら、女性農業委員の方がふえているかと思えますけれども、他方で市町村合併なども進んできておりまして、減っていくということも懸念されますので、もうちょっとそういったことを踏み込んでいただければいいかなと思います。

もう1つ、経営の面での女性の役割評価というところは押し出していますけれども、家庭の中での家事労働ですね、こういったところでの家族内の役割分担といったところももうちょっと踏み込んでいただけないかなと考えております。

というのは、かなり進んできておりますが、家族経営協定の中身などを見ましても、いわゆる生活協定というか、家事関係ですね、そういったところは女性の間の世代間分業にとどまっているという結果が出ているかと思えます。ですから、ここに男性も加わるような形で、経営だけではなくて、経営の方は女性がかかなり頑張っていて、しかもそこで労働評価されるという形になっているわけですけども、男性の生活面での参入というところですね、そこをもうちょっと推し進めていくことで、女性が活躍しやすい環境になっていくのではないかと思います。

そういった点が余り見えないように思いますので、ぜひそういった点も盛り込んでいただければなと思います。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

吉田委員、どうぞ。その後、秋岡委員。

吉田委員 先程からトレーサビリティの関係は大分お話に出ていますけれども、牛肉の場合は義務付けられているということで、豚肉の場合なんですけれども、まだ義務付けがなっていないですけども、大分浸透しているところをちょっとお話ししたいと思います。

というのは、と場関係で搬入する際に、生年月日、投薬のあるなし、病歴あるなしといったような形で、一般豚の搬入をしている。黒豚の場合については、個々に差別化でもって出しておりますから、末端の要望があれば、個体別に登記書をつけてきちんと投薬なり餌の云々まで全部わかるように出しておるといった形も各県とも、温度差ありますけれども、なっております。

そういった中で、この間のようなB型肝炎云々なんてありますけれども、消費者の方も

もう少しお勉強していただいて、どの程度生で食べたら大丈夫かとか、いろんな形の中で、銘柄によっては生でも大丈夫ですよというのが末端に流れて、それを誤解して、理解の中での誤解と言おうか、無菌豚だから大丈夫とか云々というのは、すごく誤解された中で考えられているというかな、そういうのが流れているものですから、そういったことで、消費者はもう少しお勉強した方がいいんじゃないかなと思うんです。そういうことです。

ひとつよろしく.....。

生源寺部会長 ありがとうございます。

秋岡委員、どうぞ。

秋岡委員 素人なので済みません、ちょっとピントが外れているかもしれないんですが、資料7 - 2の14ページから、家畜改良の推進と新技術の開発・普及というところがありまして、先程来、技術を新しく進めるに当たっては消費者の理解を得て云々かんぬんという御議論が出ているところですが、消費者の理解を得てという文面からも察せられるように、どちらかという、割と内向き、日本の国内のためのという雰囲気なんです、前の方は散々国際化で大変だと書いてあって、ちょっとは日本も国際化してやり返せるところもあるといいなと思うんですけれども、例えば家畜改良とか新しい新技術の開発というのは、例えば21世紀の食料危機の世紀とか言われて、他の国のODAに対してすごく役に立つかもしれないし、場合によっては、知的所有権ビジネス化して、畜産が新たな産業として利益を得るようなものにつながるかもしれないとか、ここのところをもうちょっと前向きに、せっかく.....。

ただ、このレポートにそれを入れるかどうか、ニュアンスとしてわからないんですけど、もうちょっと広く、日本がかなりレベルの高い技術を持っているのであれば、単に消費者の理解を得てというよりも、むしろ国民の理解を得て、例えば生命倫理に関するものとかというのを国民の理解を得て進めていくことは大事だと思うんですけれども、ここの文言をもうちょっと強くして、国民の理解を得て、日本だけではなくて海外にも広く役立ててもらおうとか、一つの海外でも競争力のある技術分野に仕立てるとか、そういうふうなことを盛り込むことがもし可能であれば、例えばこういう研究をなさっているところも今は独法化したりして、研究者の方たちもどういう方向性で自分たちが技術をやっていくのかというのがすごく難しい段階に来ていると思うんですけれども、国際化、国際化というのを私たちにとっても利益になるように考えていって、ここでもうちょっと前向きなトーンを出せると、大勢の研究者の方たちも、またやる気が出たりとか位置付けもはっきりしたりとか、何か新しい方針としてはいいのかなと思ったので、御検討いただければと思います。

生源寺部会長 ありがとうございます。

実はかなり時間が押しておりまして、ここの会場は一応3時までということでございますので、御提案でございます。

資料9から11、酪肉近に関連が深いといいますが、中身そのものということも言えると思いますので、これも含めて御発言をいただき、その後、全部まとめて役所からお話をいただきたいと思います。

富樫委員、どうぞ。

富樫委員 資料7 - 2の4ページでございます。酪農経営のイのところですね。先程ブランド化ということで話題になったところなんですけれども、ブランド化ということで、

例えば北海道、北海道以外でもそうだと思うんですが、生産地と消費地の距離が離れている、あるいは大消費地といってもいいかもしれませんが、生産地と大消費地は非常に距離が離れている。あるいは、生産地といった場合、人口が非常に少ないということで、地産地消ということを行ったとしても、そこでなかなか自分たちのものをPRできない、なかなか有効活用できないということで、距離がブランド化ということにネックになっている。

例えば北海道で宗谷地域というのがあります。先程放牧という話が出たんですけれども、そこで放牧をやっている酪農家があります。その放牧をやっている、眠っているブランドというか、生かされていないブランド、あるいはブランドの種というんですかね、そういう距離が離れているためになかなかブランド化していない。実際、種はあるんですね。例えばビタミンAとかEとかがあるとか、あるいは機能性成分というのが健康ブームではやっていますけれども、CLA（共役リノール酸）というんですけど、そういうような機能性成分の優れたものが放牧によってできる。だけど、それは、距離が離れていることによって、なかなか芽を出さない、花が咲かないということになっているんですね。

そういうことで、ブランド化を促進するという意味で、広域的な流通がブランド化に役立ってくると思いますので、距離の問題を解消するという意味で、広域的な流通をリンクしたブランド化ということについて、そういう意味合いのことも検討していただければと思います。

生源寺部会長 ありがとうございます。

金井委員、どうぞ。

金井委員 話を戻して申しわけないんですが、ちょっと気になったものですから。

先程自給飼料と安全・安心、健康という話があって、草地整備推進室長から、私の取り方が悪かったら申しわけないんですが、舎飼いをしている、または流通飼料に主な餌を頼っている酪農家は安全じゃないのかというふうにどうしても取れてならないんです。

私は、必ずしもそうではないと思っています。今委員がおっしゃったように、衛生基準なるものを守りながら、一生懸命安全なものを作ろうというのを舎飼いの人もみんな努力しているわけです。

それから、健康な牛を作るという意味で、表で運動をさせたり、いろんなことをして健康な牛を作って、その牛から牛乳を絞ろうというふうにいるんな努力しているわけですから、それを否定するようなニュアンスというのをやりますと、これから自給飼料に余り頼らない農家の経営指標まで作ろうとしているわけですから、それを否定することになりかねないと私は思っています。

確かに、放牧等によって健康な、安全というのはありますけれども、流通飼料なり、購入飼料に頼っているものについても、こういうことをやれば安全・安心であるというようなことを、例えば6ページの畜産物の安全・安心の確保というものの中でもいいですから、入れていただければ、私はありがたいと思います。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他いかがでございましょうか。

向井委員、矢坂委員、それから、菅野委員の順番でお願いいたします。

向井委員 資料9ですが、いわゆる経営の基本的指標の設定というところで、特に3か

ら4ページの肉用牛繁殖経営の類型の考え方というところ、5類型として挙げられているわけですが、ここに生産技術の向上という言葉が頻繁に出てくるわけです。

これを7-2の資料と合わせ読むと、搾乳ロボットとか哺乳ロボットとかいうイメージが出てくるわけですが、例えばこの文章を素直に読むと、乳牛の場合はお乳自身が生産物ですから、早期に離乳してやっていくというのはコストの低減あるいは省力化につながっていくということはわかるわけですが、肉用牛の場合に、先程の哺乳ロボットというイメージを、放牧ということと、しかも生産コストの低減という、その3つを組み合わせると、私自身、なかなかそのイメージがわいてこないんですね。

素直な、牧歌的なイメージをわかれば、放牧があって、肉牛がいて、お母さんが子供を育ててというイメージがわいてくるわけですが、そこら辺ですね、単に生産技術の向上という形のくりじゃなくて、もう少し技術なり背景にあるもの、あるいはそれがどういう形で低コスト生産につながっていくのかということを確認にさせていただかないと、いわゆる哺乳ロボットというものを肉牛の繁殖経営の中で、これが生産コストを低減して生産効率を上げるものなのかということにはなかなかつながらないと思うんですね。

現実問題、特に飼養頭数が、現状ではないと思うんですが、10頭弱の中で、こういう設備投資というものが、メンテナンス等を考えると、必ずしもコスト低減につながっていないということも少し考慮して、単に生産技術の向上というのでなくて、もう少し書き込みが必要なかというふうな気がします。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

矢坂委員、どうぞ。

矢坂委員 ごく簡単に4点ほど申し上げたいと思います。

1つは自給飼料に関する資料7-2の9ページについてです。(1)の で自給飼料生産の基本的な考え方が示されています。それ自体を問題にしたいというよりも、ここで掲げられている全般的で有機的な連関を持った議論と、その後に書かれていることが必ずしもつながらないのではないかと。つまり、かなり詳しく具体的に書かれている後者の論点のは草地整備推進室の政策方針と考えれば十分理解ができるのですが、自給飼料生産をどうするかという大きなテーマに照らしてみると、部分的な指摘であると言われざるを得ないということです。

例えば土地利用の調整、土地利用型酪農構造との関係、飼料の安全政策、米政策等々について、畜産サイドから一方的に書くのはかなりの制約があるのかもしれませんが、所管している施策の方針だけでは限界があり、より広い視野からの政策課題を検討し、政策パッケージを提示すべきではないだろうかという点が第1点であります。

第2点はトレーサビリティに関してです。資料7-2の8ページ、4の消費者の視点に立った的確な情報提供という項目です。トレーサビリティには、表示の信頼性を担保するだけでなく、製品の回収や原因の究明といったリスク管理など、さまざまな機能があり得るわけです。しかし、ここでは情報提供という項目にトレーサビリティを位置付けています。本来であれば、その前の安全・安心の確保という項目に入るべき施策であります。

なぜ情報提供として位置付けられることになったのでしょうか。牛肉のトレーサビリティ法の形式的な特徴に引きずられたからではないかと思います。この法律は、厚生労働省

と農水省の共同提案ではなく、農水省単独の政策として成立しました。生体牛を管轄する農水省が、牛肉の流通に実質的に関与するために、ビーフチェーンを通じて個体識別番号を伝達するという形で法律を描かざるを得なかった。いわば法律の形式面での制約があったのです。そこで、牛肉のガイドラインでは、単に情報を提供するだけでなく、照合・ひも付けやその記録・保管の必要性を強調しています。

しかし、こうした形式面での歪み、制約についての理解が薄れてきているのではないか。ここではトレーサビリティ導入時の事情に惑わされることなく、トレーサビリティの機能を位置付ける必要があるのではないかとということが第2点です。

なお、このことに関連して、トレーサビリティのコストについて触れておきたいと思います。トレーサビリティが牛肉から導入され、これからいろいろな検証が始まっていくと思います。どういうコストがかかったのかという検証とともに、在庫管理や歩留まり管理が改善されて、どの程度コスト削減に役立ったかという検証も必要です。こうしたことは多くの事業者は余り語らないことが多いのですが、両者を客観的に検証することが必要だと思います。トレーサビリティの導入によって、コストだけが増大したという見方は適切ではありません。

第3点目は酪農に関してです。先程飼料の安全性等について大野委員から御指摘がありました。しかし、資料で掲示されている論点の多くは、乳業工場の削減や生産コストの削減といったように、現行の基本計画の枠を余り超えていません。いわば、その延長線上で、さらにそれを進めるといふように見受けられるわけです。

例えば、乳製品工場の削減は国内の乳製品を誰が担って生産していくのか、という根本的な問題として位置付けられるべきです。さらに、この間の食中毒事件やBSEの発生という状況で、従来の枠組みをさらに進めるといふことだけで酪農・乳業のビジョンを描いて本当にいいのだろうか。無論、液状乳製品市場の安定的な存続をより積極的な政策として位置付けようとしていると読める箇所もあるのですが、新機軸を打ち立てようとするめり張りが余りなく、今後の酪農政策を質的にどう変えていくかということが理解しにくいのです。

4番目は、資料9に関わる点です。法人経営を類型化して把握することが試みられています。今年、大規模法人畜産経営について調査をされて、その簡単な集計結果が報告されました。そこでは必ずしも類型化を意識して、集計・分析されていませんでした。せっかくの調査結果ですので、今回行っている類型化と照らし合わせて、どういう結果になるのか、改めて分析することを御検討いただきたいということです。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

菅野委員、どうぞ。お待たせしました。

菅野委員 酪農に関連した資料7-2と9に係ることですが、7-2の15ページの新技術の開発・普及の2番目に搾乳ロボット、哺乳ロボット等のハイテク技術や地域の実情に対応した放牧技術ということが書かれています。一方、資料9の3ページには、酪農経営指標の類型化の考え方のところ、土地条件の制約の小さい地域（主として北海道）と制約の大きい地域（主として都府県）に分けて書いてありますが、ここでは哺乳ロボットしか具体的に触れていません。

搾乳ロボットは、制約条件の小さい地域では積極的に導入していくのが良いと思います。制約条件が大きい地域ではいわゆるキャリロボですね、小型でつなぎ飼いや牛舎で夫婦とプラス1、2名ぐらいで搾乳牛を50頭ぐらいは管理できるシステムを導入し、パイプライン方式を活用するのが望ましい。制約条件の大きい地域では、従来の牛舎を改造してフリーストールとかミルクパラーを入れるというのは何千万円とかかかるわけですし、大がかりな搾乳ロボット施設の導入はまず難しい。そこで、従来の舎飼いでつなぎ飼いや方式をちょっと改造して、キャリロボみたいなを導入してやると、50頭以下のところは、経営の合理化、労働力の軽減が大いに可能になると思うんですね。

その辺りについて、行政的なお考えがあって補助するとか、そういうことがあるのかどうかお伺いしたい。

もう1点、先程から二、三議論があったと思うんですけども、資料7-1には第1から第5までありますが、第5は頭にその他とついているのが引っかかります。新技術の開発・普及、担い手の問題、それから、流通飼料の安定的供給、これらはいずれも大事なことでして、これがその他の重要事項でくくられるというのは、第1から第4との並びで考えると、もうちょっと構成を考える必要があるのかなと、そんなふうに思いました。

特に担い手の問題で、女性や高齢者の活用というのは、私も日本学術会議で中間山地の問題や、都市と農山漁村のパートナーシップということを検討しており、担い手のことは大変重要な課題と感じています。

生源寺部会長 ありがとうございます。

ほぼ予定の時間を越している状況でございますけれども、何か御発言という方、ございますか。

足立委員、どうぞ。

足立委員 矢坂委員の発言に同意というか、少し追加させていただきたいんです。

こうやって話し合いをしてきた中で、先程私は食育に限った形で発言したんですけども、この中に畜産観の転換というか、畜産に対する価値観の転換をかなり前面に出し始めたように取ることができるんじゃないかと思うんです。

そうしましたら、いっそのこと、資料7-2なんですけれども、第1の酪農及びというところ、基本的な指針のところ、今回の考え方というのは、そうした新しいストラテジーを試みるものなんだって。その中で、先程の生産者と消費者の対置関係からの脱皮の中での生産というのは、その両方が一体になってやっていくものであることだとか、今まで補助とか手伝いという考え方だったのが、パートナーシップとか、連携とか、コラボレーションとか、そういう考え方になることだとか、自己対応のような考え方だったものがリスクマネジメントとかリスクコミュニケーションという発想をしていくことだとか、男女とか年代によって精神価値を補助する関係にあった、そういう関係から脱皮して、むしろ各年代の特徴とか個性とか実力とか、そうしたものを生かした分担というか、まさに協働関係だと思えますけど、そういう考え方をやろうとしているんだというようなことを一番初めに、この辺、議論が要るとは思いますけれども、そういう方向をねらって将来への展望を出したいんだということを1、2行書いていただきたいなという気持ちで発言しました。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他にございますでしょうか。

阿部委員。

阿部委員 もしも出ていれば、それは僕の見通しが甘かったというか、しっかり見なかったということで、有機、オーガニックのビーフだとか、オーガックのミルクについては書き込めないのかなと思うんです。

しかしながら、コーデックスのガイドラインを受けて、日本のガイドラインも作られつつあって、もうできるようなという話を聞いています。同時に、外国からのそういったものの輸入輸出攻勢もあるでしょう、これから。また、日本にも1つしかミルクありませんけれども、萌芽というか、シーズはいろいろあって、いろいろ考えられているようです。

そうすると、この酪肉近がこれから5年ぐらい、その間に、そういったものが動き始めるというようなことで、誘導するということじゃなくて、それに関する記述がちょっとでもいいから先を見て必要ではないかと思えます。もしも記述があれば、よろしいのですが。以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他ございますでしょうか。

まだ御発言になりたい方もおられるかと思えますけれども、お約束の時間を若干過ぎておりますので、ここで一応委員の皆様方からの御発言の時間につきましては終了いたしたいと思えます。

相当いろいろな御発言、御指摘がありました。また質問もございました。役所の方で、できるだけ簡潔にお答えいただきまして、この時間帯は酪肉近に関係する資料あるいは話題についての議論でございますので、次回、畜産企画部会でございますし、価格等部会から御出席の皆様にも個別にお知らせするという含めて、丁寧な御回答は後刻やっただくということも含めまして、簡潔に御回答をいただきたいと思えます。

大野畜産環境対策室長 今委員からございました堆肥の話ですけれども、資料7 - 2の9ページに、(2)のところに書かせていただいているんですけれども、「耕畜連携のためには、畜産農家・耕種農家双方が組合員である」Aが中心的な役割を果たすとともに、地域の関係機関による積極的な農家の取組への支援が重要」というふうに書かせていただいております。

おっしゃられるように、個人では、成分分析とか、技術指導のところ、あるいは双方のニーズの把握といったようなところで、しんどい部分がこれから大いに出てくるんだろうと思えますので、こういうふうに整理させていただいています。

塩田畜産振興課長 技術全般について様々な御意見をいただきました。そもそも畜産にかかわる技術は広うございます。そういう中で、酪農及び肉用牛の経営にとって、直接的にこの基本方針に馴染む技術とはどういうものか、目的として、例えば家畜改良という技術、これも能力を伸ばすとか増やすとか、また抗病性を強めるとか、いろいろございます。

そういう意味では、技術面の記述等についても、広い技術の目的、前向きの姿勢というんですか、基本方針の中で、経営に対して書き込んでいける技術ということで整理していく。

それと併せて言えば、当然ながら、その中で実際の生産に関わる技術としていけば、情

報の提供あるいは情報の交流、交換という形で書き込む必要があるかと思しますので、そのあたりを整理したいと思います。

川合畜産総合推進室長 松木委員の認定農業者は何かという御質問でございますけれども、平成5年にできました農業経営基盤強化促進法という法律に基づきまして、自らの農業経営を計画的に改善しようというので、改善した上で効率的、安定的経営体に発展しようとして、あるいは既になっていらっしゃる方でも結構なんですけど、そういった方が農業経営改善計画を作成して、市町村に提出して、認定を受ける。認定を受けられた方には低利融資ですとか、農地の利用集積、その者に農地が集積されるとか、あるいは税制面の特例が受けられると、こういった制度でございます。

農業全体で、米とか野菜とかそういった分野も含めまして、現在、18万7000人の方が認定農家になっておられるという状況でございます。

生源寺部会長 その他にございますでしょうか。

栗本衛生管理課長 大野委員と竹林委員の御指摘について簡単にお答えしたいと思います。

安全・安心の確保のところの「措置を的確に実施し」というところ、記録、情報提供はもちろん重要なんですけども、これだけではなくて、製造、輸入の段階あるいは流通、使用の段階にまで、いろいろな規制がございます。

これの的確な運用ということを含めて、監視も含めてですけども、それをきちんとして、さらに不正や違反があった場合には厳格に対応していくということが信頼とか安心につながっていくだろうと考えておりますので、その辺、少し書き方を工夫させていただきたいと思っております。

午前中、宿題のようにして残してしまいましたが、福井委員からの御質問についてなんですけど、HACCPの導入事業を進めておりました、15年度の成績なんですけれども、採卵鶏、ブロイラーの農場での導入状況は、モデル地区と対象農家ということで、モデル事業としてやっておりますが、採卵鶏では103戸、ブロイラーでは86戸ということで、全体の割合からすると大したことないんですけど、これがモデル事業ということですので、だんだん普及していくと考えています。まだ今後も続けていくこととしております。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

時間を超過しておりますので、一応、本日の議論につきましては、これで終了いたしたいと思っております。

なお、先程申し上げましたように、特に最後のパートにつきましては、事務局からの回答を非常にはしょっていただきましたので、今後の部会あるいは個別の御連絡等で十分な御回答をいただくことにさせていただきたいと思っております。

閉 会

生源寺部会長 本日の畜産企画部会・畜産物価格等部会合同部会はこれにて閉会といたします。本日は、長時間にわたりありがとうございました。

なお、事務局からアナウンスがございます。

清家畜産企画課長 次回以降の予定でございます。

畜産企画部会につきましては、年明け以降ということで、来年3月の新しい酪肉基本方針の答申に向けて、あと2、3回、御議論いただきたいと考えております。

次回の企画部会は1月下旬以降ということで再開させていただきたいと思っておりますが、現在、委員の皆様方に御都合をお伺いしております。できるだけ早目に次回の日程を御連絡差し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、畜産物価格等部会につきましては、昨年度と同様でありますけれども、年明けに開催させていただくということで、こちらにつきましても改めて日時の詳細について御案内を申し上げたいと考えております。

本年度、この企画部会あるいは価格等部会、重なっております、委員の皆様方には、お忙しい中、大変御迷惑、御無理をおかけするかと思っておりますが、どうか御理解の上、御協力のほどをお願い申し上げます。

また、生源寺部会長、委員各位におかれましては、本年は、この審議会にとどまらず各方面で私どもに対しまして御指導、御助言いただきましたことを感謝申し上げ、来年も引き続きよろしくお願い申し上げます。

本日は、長時間にわたり大変御熱心な御議論をいただき、誠にありがとうございました。